

就農案内読本 2023

農業を仕事にしたい人の

完全攻略マニュアル



Be
Farmer

きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター
(一般社団法人全国農業会議所)

<https://www.be-farmer.jp>

Tel.03-6910-1133 Mail : guide@nca.or.jp

農という生き方

農業は、自然と向き合う職業です。雨の日も風の日も、炎天下の日も極寒の日も作業をしなければいけないことがあります。時季によっては、朝は早くから夜は遅くまで作業することもあるでしょう。一方で、四季の変化を感じ取りながら、自然の中で伸び伸び働くことができる職業とも言えます。

また、農業経営者であれば自分の都合の良い時間で作業計画を立てることもできます。

ただし、自分一人で農業をすることは困難です。家族や地域の人との協力がなければ、農業を仕事としてやっていくことはできません。

独立して就農する場合、農業技術を習得することはもちろん、農業機械や農地、住居など、様々なものを準備する必要があります。就農への道のりは遠いと思う人もいるかもしれませんが、しかし、これまでに新規就農した先輩、農業技術の習得をサポートしてくれるベテラン農家や普及指導員、相談にのってくれる農業委員会・JAなど、就農を支える人がたくさんいることも事実です。

農業に興味がある、農業をやってみたい！という気持ちがあるのなら、きっと道は開けるでしょう。

INDEX もくじ

農業ってどんな仕事？	1	農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント	17
就農までのみちすじ	2	経営計画を立てるには	21
就農イメージに応じた対応方向	6	農村社会について	22
農業体験をする場合	8	自治体による新規就農支援の利用	24
農業法人等に就職する場合の基礎知識	10	就農後の留意事項	24
「農業法人」とは	10	知っておきたい主な農業関係の組織	24
農業法人への就職	11	就農を支援するさまざまな仕組み	26
就職先の農業法人を探す	12	農業技術習得の支援	26
求められる人材	12	農地等確保の支援	27
農業法人に就職する際の留意事項	13	資金確保の支援	27
農業法人等による雇用等（雇用就農資金）	13	青年等就農計画制度	28
研修を経て独立就農するための基礎知識	14	就農準備資金・経営開始資金	30
充実した研修を受けよう	14	経営発展支援事業	32
公的な研修を受けて独立就農するには	14	農業保険	33
法人就職から独立就農するには	15	全国新規就農相談センター	36
自ら農業経営を始めるための基礎知識	16	都道府県新規就農相談窓口一覧	45
めざす農業経営のビジョンを明確に	16		

農業ってどんな仕事？

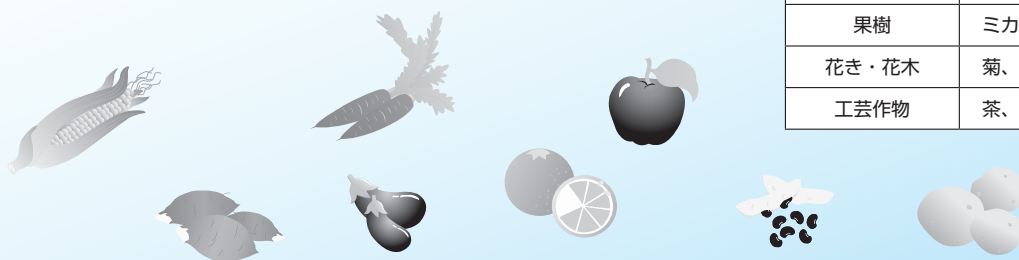
農業に関心がある、農業を始めたい・・・。
でも、農業ってどんな仕事？

農業は、土を耕して作物を育てる耕種農業と、家畜を育てる畜産の大きく2つに分けられます。農業総産出額の約62%が耕種農業で、約38%が畜産です。農業では、作物や家畜の種類を「作目」として分類します。どの作目を選ぶかによって農業経営のやり方、仕事の内容が変わってきます。

耕種農業

耕種農業には、穀類、豆類、イモ類、野菜、果樹、花き・花木、工芸作物があります。野菜や果樹、花きは普通の畑で栽培する露地栽培と、ハウスの中で栽培する施設栽培に分けられます。

種類	例
穀類	米、麦、トウモロコシ
芋類	ジャガイモ、サツマイモ
豆類	ダイズ、アズキ
野菜	キュウリ、トマト、キャベツ、ナス
果樹	ミカン、リンゴ
花き・花木	菊、バラ
工芸作物	茶、タバコ



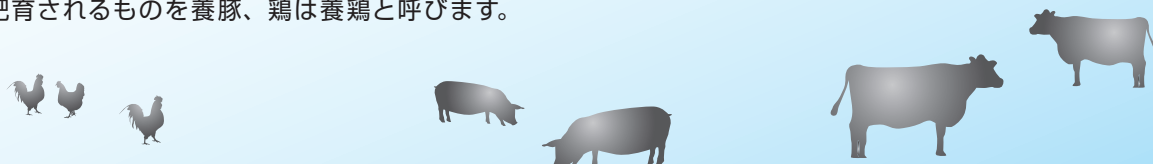
畜産

畜産は、家畜の大きさによって大家畜（牛、馬）、中家畜（豚、羊）、小家畜（鶏）に分類されます。

牛はさらに肉を生産する肥育経営（肥育用の子牛を生産する繁殖経営もある）と、牛乳やチーズなどの乳製品の原料となる生乳を搾る酪農に分けられます。

豚は肥育されるものを養豚、鶏は養鶏と呼びます。

種類	例
大家畜（牛、馬）	肥育・繁殖（肉）、酪農（生乳）
中家畜（豚、羊）	肥育（肉）
小家畜（鶏）	採卵、ブロイラー（肉）



6次産業化

生産した作物や畜産物を食品加工するなどして付加価値を高める経営の多角化も進んでおり、生産（1次）×加工（2次）×販売（3次）まで一貫した取組を6次産業化と呼んでいます。事業内容は食品加工（総菜、漬物、菓子等）、直販、レストラン、農業体験・交流などで、農業の楽しさと事業としての高い可能性を有しています。

就農 までのみちすじ

※実際にはいろいろなパターンやケースがあります。
記述はおおまかなモデルケースとお考えください。

情報や基礎知識の収集

- ① 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のために全国・都道府県などの相談窓口を訪ねてみる。
また、こうした窓口を開設しているホームページなどで情報を集める。
- ② 就農相談会である「新・農業人フェア」に参加する。
- ③ 農業の基礎知識を身につける。

P3へ

体験・現場見学・短期研修

農業体験をする・・・・・・・・・・・・・・・・ P8へ

- 農業就業体験（農業インターンシップ、チャレンジ・ザ農業体験・研修）

農業法人へ就職する・・・・・・・・・・・・・・・・ P10へ

■ 求人情報の収集

相談センターのホームページや
ハローワーク

■ 就職活動

- ① 都道府県の新規就農相談窓口へ相談する。
- ② 就農相談会（新・農業人フェア等）に参加する。
- ③ 希望する地域・作目・労働条件を確認する。
- ④ 農業法人等へ電話・訪問する。

研修を経て独立・自営就農する・・・・・・・・ P14へ

■ 研修情報の収集

（農業教育機関・農業法人・市町村等の
受入支援情報）

■ 研修機関へ事前体験・ 申し込み・面接

独立・自営就農する・・・・・・・・・・・・・・・・ P16へ

■ めざす農業経営像を描こう

- ① どんな作物を栽培するか、作物を考える。
- ② 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決める。
- ③ 露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、栽培方法を決める。
- ④ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択、経営規模などがマッチしているか、考える。
- ⑤ 選択作目や生活条件、都道府県、市町村の支援措置などから就農候補地を検討する。
- ⑥ 地域で生きていくためには人間関係が大切なので、できるだけ現地を訪ね、自分の脚で農地・住宅・研修先・生活・農業経営環境などの関連情報を収集する。

■ 5つの生産資源を取得しよう

技術や
ノウハウの習得

資金の
確保

農地の
確保

機械や施設の
確保

住宅の
確保

■ 営農計画の作成 生産計画、販売計画、資金計画を明確にする。

■ 就農 農業経営者としての第一歩が始まります。

1 情報収集・就農相談

■ 「全国新規就農相談センター／都道府県新規就農相談窓口」

農業に興味がある！農業を始めたい！農業法人に就職したい！そんな方々の相談をはじめ、受入支援情報や求人情報の提供などのお手伝いをしているのが全国新規就農相談センターと都道府県新規就農相談窓口です。

P36へ

■ 「農業をはじめ.jp」

“農業をはじめ.jp”では、職業として農業に興味を持たれた方、これから農業を始めたい方が、就農に向けて具体的なアクションを起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できる、ポータルサイトです。

農業を始めるにあたっての検討状況や、体験・研修の実施状況など、皆様の状況に合わせて必要な情報を[就農を知る]、[体験する]、[相談する]、[研修／学ぶ]、[求人情報]、[支援情報]の6つに分類しています。

P48へ

2 新・農業人フェア 農業法人合同会社説明会・新規就農相談会など

都市生活者の地方への移住をともなう新規就農への関心が高まる中で、広く一般の方を対象とした「新・農業人フェア」が開催されています。同フェアは就農希望者の相談に応じ、新規就農の実際の方法や、農業法人等への就職希望者のために情報を提供します。農業法人や相談窓口のブースだけでなく、新規就農に関するセミナーもあり、有益な情報を得ることができます。現在では、多くの就農希望者が集まる一大イベントとなっています。

2023年度の開催日時は、裏表紙を参照して下さい。



魅力ある農業を発信

茨城県龍ケ崎市 井堀 実香 さん

農園歌手「^{かごまきみ}風舞美榊」として、地元のマルシェなどのイベントで歌っている茨城県龍ケ崎市の井堀実香さん。「若い人に農業に興味を持ってもらう方法を考えたときに、農園歌手でもやってみたらいいかなと思った」と振り返る。

井堀さんの農業との出会いは約8年前。前職で農業ゲームの開発に携わったときに、農業に興味を持ったという。すぐに家庭菜園でトマトやキュウリなどを栽培し、「自分たちで育てた野菜のおいしさに感動した」と振り返る。

その後、就農することを決意。茨城県農業大学校の短期講座で技術を学びながら、就農の準備を進めた。苦労したのは農地の確保だったという。井堀さんは、「農作業している農家に声を掛けたが、農地を貸してくれる人はいなかった」と振り返る。結局、知人の紹介で、龍ケ崎市と隣接する牛久市女化で60^アの畑を借りることができ、約6年前に就農した。現在では1.5^畝まで規模拡大し、ネギを中心にトウモロコシなどを1人で栽培している。ネギは「女化ねぎ」として商標登録し、地域のスーパーや飲食店に出荷している。井堀さんは「名前の由来は地名だが、『女が化ける』と書く面白いネーミングになった。地域を代表するブランドに育てたい」と意気込む。

ネギなどの収穫体験を行う他、異業種とのコラボイベントも開いている。例えば、中華料理の料理人を招いて行った「畑で中華料理づくり」などユニークなものばかりだ。農園歌手など井堀さんの活動の根底には、「大人から子供まで、もっと農業に興味を持ってほしい」という思いがあふれている。

〔全国農業新聞〕2021年7月30日付



持続可能な農業を目指して

山口県周南市 長廣 修平 さん

周南市大向で就農4年目の長廣修平さん（30）。1年目は仕事の要領がつかめず夜中まで作業していた。だが、これではいけないと思い、6人のパートさんたちからアドバイスをもらいながら作業の効率化に取り組み、今では約半分まで時間を短縮した。

トマト（ハウス15^ア）、ワサビ（ハウス5^ア、露地15^ア）、ニンニク（露地50^ア）、水稻（1^畝）の複合経営で、販路はJAのほか、県外や地元スーパーなどを開拓。作付面積を徐々に増やし、売り上げは上昇中だ。



就農4年目の長廣さんとパートの皆さん（後列）

同地区出身の長廣さんは米作りをしている祖父を見て育ち、大学では地域資源について学んだ。卒業後、岡山県で農機具販売に従事していたが、地元で働きたいと思って農業経営を志し、2017年4月からやまぐち就農支援塾で研修したほか、トマトやワサビの先進農家での現地研修を経て、19年3月に就農した。

長廣さんは「持続可能な農業に取り組みたい。雑草を堆肥化するなど環境にやさしく、同時に儲けもしっかり出せる農業経営に取り組み、法人化をめざす。地域の人から安心して農地を任せてもらえるようになりたい」とやさしい笑顔の中に強い意志で今後について話した。

〔全国農業新聞〕2022年8月5日付

夫婦で移住し就農へ

島根県飯南町 中野 良介 さん、晴美 さん

中国山地の中ほどに位置する飯南町は標高約450[㍎]の高原地帯にあり、夏は比較的涼しく、冬は雪が多い町だ。

同町に2012年に兵庫県から移住し、2年の研修後14年に就農した中野あおぞら農園の中野良介さん、晴美さん夫妻は、リースハウス10棟でパプリカを栽培している。

同町で農業を始めようと思ったのは、晴美さんの「田舎で農業がしてみたい」の一言と同町の住居や補助金の制度が充実していたことが決め手となった。

冬は降雪でハウスが倒壊しないようにビニールを取るため栽培できないこと、規格外品を利用したいと考えたことから赤パプリカと黄パプリカの2種類のドレッシングを開発。21年から本格的に販売を始め、販売したものはすべて完売するほど好評だ。原材料の50%以上をパプリカが占め、オリーブオイル、酢、レモン果汁などを使用し、トロツとした色鮮やかなドレッシングとなっている。サラダはもちろん、肉や魚、サンドイッチやハンバーガーのソースとしても使用できる。



「たくさんの人に食べてほしい」と話す中野さん

現在、ネットや同町の道の駅などで販売しているが、手作りのため1日100本まで。農作業もあり生産が追いつかないという。昨年、製造・販売を事業化したイロデル工房を設立。安定的な供給をめざしている。

良介さんは「欲しいといってくれる人が多くありがたい。注文に応えられるようにしていき、パプリカといえば飯南町といわれるようにしていきたい」と抱負を語る。〔全国農業新聞〕2022年10月7日付

酪農経営を継承

北海道弟子屈町 牧之瀬 佳貴 さん、智子 さん

弟子屈町の牧之瀬佳貴さん(35)と智子さん(33)は、「JA摩周湖酪農実習生受入協議会」による研修を経て、町内の70代男性から2018年に酪農経営を譲り受けて新規参入した。

牧之瀬さん夫妻は、20[㍎]の放牧地でホルスタイン種80頭、ジャージー種15頭、ブラウンスイス種8頭を飼育し、80[㍎]の農地で牧草を生産。1頭当たりの年間生乳生産量は平均で9[㍎]だ。

2人は弟子屈町に移住した16年から2年間、研修を受けた。最初の1年間は指導農業士のもとで経験を積み、残り1年間は継承予定の男性の牧場で経営について学んだ。

研修期間中は町とJAから計400万円の奨励金と夫婦合わせて月額27万円の実習手当を受け取ったほか、農業次世代人材投資事業(準備型)を利用した。就農後はJAと普及センターが相談役となっている。

経営資産については、農地は町農業委員会が地区の平均価格から、乳用牛はJAが市場価格から、農業用機械は中古機械業者が、牛舎などの施設は町税務課がそれぞれ評価。農地は分割で、乳用牛と機械、施設は一括で購入し、費用はJAの「新規就農支援金」を活用した。佳貴さんは「関係者の支援により就農や生活への不安はなかった」と話す。

佳貴さんは千葉県、智子さんは兵庫県出身で、14年に結婚。家族と過ごす時間を増やしたいと考え、都内の北海道物産展で見かけた就農相談コーナーを訪れ、酪農経営に興味を持った。生活環境も考慮し、就農や育児への支援が充実している弟子屈町への移住を決めた。

〔全国農業新聞〕2022年5月27日付



牧之瀬佳貴さんと智子さん

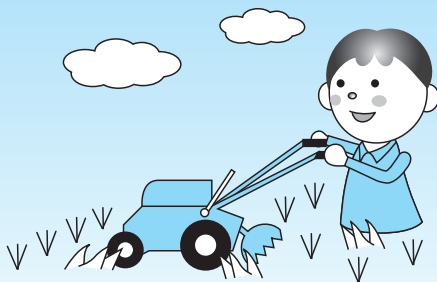
就農イメージに応じた対応方向

あなたの希望

対応方向

相談窓口

まずは農業体験をしたい



農業に関心があるが未経験なので、まずは農作業を体験したい

将来農業をしたいが、当面は今の仕事を続けつつ農業の勉強・体験をしたい

農業に関心があり、いろいろな農業現場を見て作業してみたい

農業体験・イベントなどに参加する

市民農園、滞在型市民農園を借りる

土・日、夏期休暇を利用して農業を体験する

農業インターンシップを受ける

全国・都道府県新規就農相談窓口にお問い合わせ

➡ P45、46

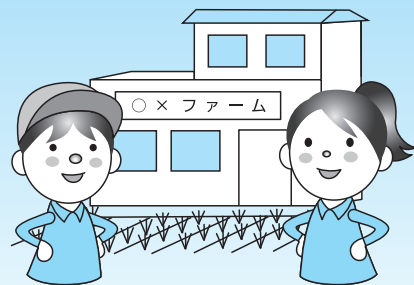
市町村役場に問い合わせ

農業大学校や民間の農業教育機関に問い合わせ

日本農業法人協会に問い合わせ

➡ P8

農業法人等



農業法人で就職前に事前体験をしたい

農業法人に就職したい

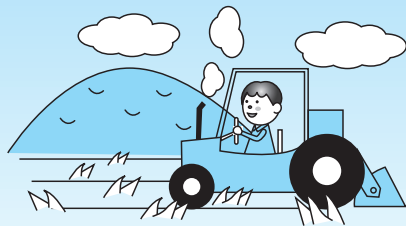
農業法人に就職する

➡ P10

求人・研修情報を全国新規就農相談センターのホームページや民間の農業に関する求人サイトで検索



に就職したい



- 就職について全般的なことを知りたい
- 将来、独立して農業をしたいが、技術や資金に乏しいため、まず農業法人に就職し、農業技術も学びつつ適性も確かめたい

農業法人で研修を受ける

➡ P15

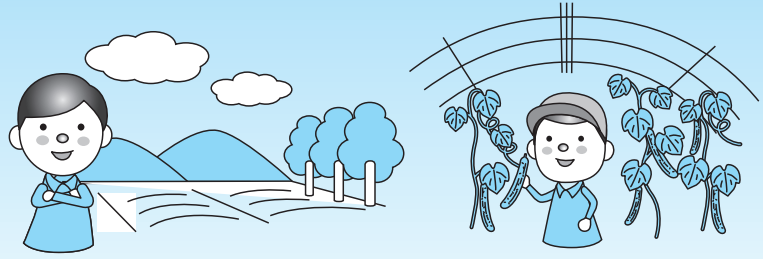
農業法人合同会社説明会(新・農業人フェア等)に参加

➡ P3、裏表紙

全国・都道府県新規就農相談窓口にお問い合わせ

➡ P45、46

独立して農業を始めたい



- 農業を始めるために必要な情報や事柄など、全般的なことを知りたい
- 将来、農業経営をしたいが、技術や資金が乏しいため、生活を確保しながら技術を学びたい
- 農業を始めるため、資金や住宅の確保、農地取得、技術習得等の課題をクリアして、就農したい

国・県・市町村段階の支援措置利用の可能性を探る

➡ P14

酪農の場合、酪農ヘルパーを検討

就農相談窓口で相談しながら就農をめざす

後継者がいない農家の経営を引き継ぐ

全国・都道府県新規就農相談窓口

➡ P45、46

酪農ヘルパー全国協会に相談

➡ P26

あなたの希望

対応方向

相談窓口

農業体験をする場合



農業就業体験

(1) 農業インターンシップ〔農業法人等での就業体験〕

全国の農業法人等での実践的な就業体験です。原則、経営者宅や寮などへの泊まり込みですので、農作業を体験するだけでなく、経営者と農業の魅力や経営などについて打ち解けて話すことが出来ます。体験期間は2日～6週間で、参加費用（保険含む）は原則無料（現地までの交通費は体験者の自己負担）です。

受け入れ先として、全国約250の農業法人等が登録されており、全国新規就農相談センターのホームページ（<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>）で確認できます。ホームページにて詳細を確認の上、Webからご応募ください。

体験者の感想

農業の大変さと楽しさを味わえたことで就農に対する関心がいっそう深まりました。また、農業の現状を守ろうとしている人、これからの農業を変えていこうと考えている人などの意見を聞くことで自分が目指す理想の農業をイメージする助けとなりました。

お問い合わせ・お申し込み・運営

公益社団法人日本農業法人協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 1F
TEL : 03-6268-9500 FAX : 03-3237-6811
E-mail : intern@hojin.or.jp

学生・社会人 OK

体験受入先は全国 約250か所!

参加費 無料

随時募集中!

令和5年度 募集

農業

インターンシップ

参加費 無料

まずは体験 してみよう!

農業インターンシップは就農を希望する方や農業に興味のある方が農業法人等で行う短期間の就業体験です。農業インターンシップに参加して農業分野で働く魅力を見つけてください!!

募集コース

① 一般体験コース

対象 学生、社会人

継続した2日以上
6週間（42日間）以内
※1日の体験は不可。

② 社会人週末体験コース

対象 社会人のみ

連続した2日以上の日を複数回組み合わせて行う就業体験
※体験初日～最終日は原則2か月以内
※連続した2日以上でかつは曜日隔れいませぬ。
※1日のみの体験は不可。

実施要領

【体験期間】
連続した2日以上6週間（42日間）以内
体験時間は原則1日8時間、1週40時間以内、休日は1週に2日以内を目安とします。

【参加費用】
無料
ただし、体験受入先までの交通費は自己負担となります。

【食費・宿泊費】
原則、体験受入先が負担
原則として経営者宅・社宅等に泊り込みとします。ただし、受入先と体験者双方合意のうえで違いもできます（違いの場合、食費のみ体験受入先が負担）。

【傷害保険】
体験期間中は、傷害保険等（農業実習総合保険）に加入
保険料の負担や事故時の手続きなどは事務局の日本農業法人協会が行います。

募集要件

- 農業法人等への就業を希望する方、農業に関心のある方
- 満16歳以上
- 健康状態で農作業ができる体力がある方
- 当協会が定める「農業インターンシップの目的とルール」を守る方ができる方

（お問い合わせ事務局）
公益社団法人 日本農業法人協会
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1F
TEL.03-6268-9500/FAX.03-3237-6811
E-mail: intern@hojin.or.jp

お申し込み先

ホームページからお申し込みが可能です。
（※お申し込みは、電話やメールも応じます。）

農業インターンシップ 農業をはじめ

農業インターンシップは、農林水産省の補助事業として、（公）日本農業法人協会が運営しております。

検索

(2) チャレンジ・ザ農業体験・研修〔学校での体験・研修〕

農業者を育成する専門学校（茨城県にある日本農業実践学園）と連携して行っている体験・研修活動で、1日間、3日間、5日間、1カ月間、3カ月間のコースがあります。

稲作、野菜など希望のコース（時期、作目）を選んで、随時申込みます（時期により、開設できないコースもあります）。

1 短期農業体験コース（原則、月～金曜日の早朝～夕方まで）

▶ 5日間.....	25,000円
▶ 3日間.....	14,000円
▶ 1日間.....	3,000円

2 中期農業研修コース（原則、月～土曜日の午前まで）

▶ 1カ月間.....	73,000円
-------------	---------

3 農業実践コース（原則、月～土曜日の午前まで）

▶ 3カ月間.....	203,000円
-------------	----------

※それぞれ、期間中の食費・宿泊費・研修費・傷害保険料等を含む。（但し、中期・農業実践コースの日・祝祭日の食事はありません。）

お問い合わせ・お申し込み

全国新規就農相談センター 一般社団法人全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8
中央労働基準協会ビル 2F
TEL : 03-6910-1133 FAX : 03-3261-5131

研修場所

日本農業実践学園

〒319-0315 茨城県水戸市内原町 1496
TEL : 029-259-2002 FAX : 029-259-2647
URL : <https://nnjg.ac.jp>



農業法人等に就職する場合の基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



「農業法人」とは

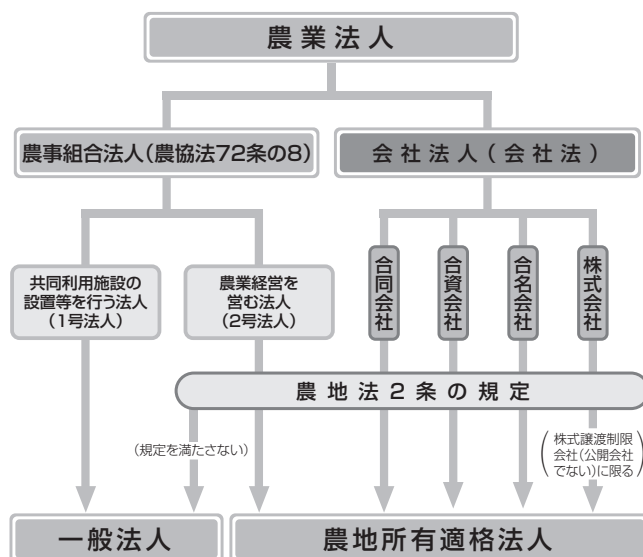
「農業法人」とは、株式会社や農事組合法人などの企業として農業を営む法人の総称です。

このうち、農業経営を行うために農地を借り入れたり買入れたりする（取得する）ことができる法人を「農地所有適格法人」といいます。全国で約20,045法人あります（2021年1月1日時点）。

農業法人は、家族だけで設立した法人（一戸一法人）から従業員が数百人といった大規模な法人まで様々なタイプがあります。経営作目も、稲作だけといった単一作目の法人

経営は少なく、ほとんどの法人がたとえば稲作と野菜作や果樹作を組み合わせるなど複合的な経営です。また、農業は6次産業（1×2×3次産業＝6次産業）といわれるように、生産に限らず加工・販売部門などへ経営を多角化して、観光農園や農村レストランなどに取り組む経営も増えています。

耕地面積の拡大や多角化する経営に対応するため、年間を通して雇用を必要とする農業法人が増えています。



※NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人も一般法人として農業ができます。

農業法人への就職

就農には、①独立して自営の農業を始める（独立・自営就農）、②農業法人等に就職して従業員として農業に携わる（雇用就農）、という2つの道があります。

「独立・自営就農」のためには相当の資金と農業技術が必要とされますから、20～30歳代の若者たちにとって少しハードルが高くなります。しかし、「雇用就農」は、給与をもらいながら技術も身につけられます。生活を安定させた後に何年かして独立したいという若者たちにも、うってつけの就農スタイルです。

法人で農業をするには、雇用契約を締結せずに農業技術の習得を目的とした「研修」と、雇用契約を結ぶ「雇用」の形があります。「研修」の場合には、研修費用を支払うものから、無報酬のものまで様々な形態があります。また、研修目的であっても雇用契約を締結する場合があります。

農業法人への就職という就農スタイルは近年定着し、多くの農業法人にとって新規就農者は欠かせない存在となっています。農業法人での就業規則の整備が進み、労働保険や社会保険、その他福利厚生も整ってきています。

農業法人で働く 目的の明確化

1. 農業法人で働くこと自体が目的なのか、将来の独立のためのステップなのか考えよう。
2. 作目、地域、労働条件の希望を整理しよう。
3. 勤務内容は、農作業中心か、加工、販売、事務作業が中心か、希望を整理しよう。

希望する 農業法人を探し、 交渉しよう

1. 求人情報を収集しよう。情報は、全国新規就農相談センターHP内の求人情報、都道府県新規就農相談窓口、新・農業人フェア（公社）日本農業法人協会、各農業法人のHP、ハローワーク、民間の求人サイトなどから入手しよう。
2. 候補となる法人が見つかったら、農業インターンシップ制度などを活用して、実際にその法人で農作業体験、研修をしよう。
3. 農業法人の担当者と、勤務内容、勤務条件、独立就農などの将来像についてよく話し合い、お互いが合意したならば労働契約を結ぼう。

就 農

独立希望の方は、学んだことを活かし、独立に向けて動きだそう。

就職先の農業法人を探す

全国新規就農相談センターのホームページでは、求人をしている農業法人などの情報を提供しています。

ホームページアドレス
<https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>

また、一般社団法人全国農業会議所（全国新規就農相談センター）は職業安定法にもとづく無料職業紹介事業を行っています。



とくに、優秀な人材を全国から広く募集したいという農業法人は、「新・農業人フェア」(裏表紙)などに積極的に参加しています。このフェアでは実際に経営者や採用担当者と対面して、直接会社の事業内容などを聞くことができるため、積極的に参加することをお勧めします。



求められる人材

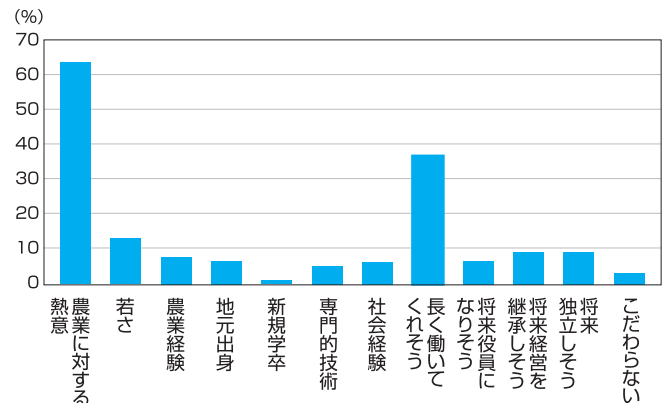
農業法人等の多くが、生産だけでなく加工・販売部門などを取り入れて経営を多角化しています。このため、新製品の企画・開発や販売先の新規開拓など新しい業務が発生しています。これまで「生産専門」だった農業者にとって、農業以外の産業でこうした企画・販売部門のノウハウを身につけた人たちは重要な人材といえます。

農業経験があるかないかについては、経営者の多くはあまり重要視していないようです。農業経験よりも、農業に対する熱意ややる気、健康・体力面を重視しています。

農業法人等に就職してから何年か後に独立する人もいますが、農業法人の幹部従業員として生産や販売部門の責任者になる人もいます。また、経営の継承者や「右腕」とな

て経営をサポートしてくれる人材を求めている農業法人も少なくありません。

法人経営者が正社員を雇用する際に重視する点(2つまで)



農業法人における雇用に関するアンケート調査結果(2010年)より

農業法人に就職する際の留意事項

特定の農業法人に興味をもち就職を真剣に考えはじめたら、その農業法人の経営現場に実際に足を運ぶことが大切です。家族がいる方は同伴するとよいでしょう。農業法人に就職することは、その地域・農村で生活することになります。生活環境に家族全員が満足することが、独立・自営就農の場合と同じように、農業法人への就職を決める場合も大切です。

多くの農業法人が求人の際に、おおむね1〜3か月程度の試用期間を定めていますので、雇用を継続するかどうかの

目安にはなりません。農業法人への就職は、独立・自営就農に比べてリスクが少ないとはいえ、安易な選択は後悔のもとです。また、採用前の事前体験では、農業インターンシップ制度を活用することも一つの方法です(P8)。

就職(採用)にあたっての約束事は、必ず「雇用契約書」などの書面で行ってください。後々のトラブルを回避するために必要なことです。なお、農業法人は労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金への加入が法律で義務づけられていますので、契約時に確認した方がよいでしょう。

農業法人等による雇用等(雇用就農資金)

雇用就農者の確保・育成を推進するため、49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を令和4年度から実施しています。

一般社団法人全国農業会議所が事業実施主体となっており、事業の詳細は同会議所が設置する全国新規就農相談センターのホームページ(農業をはじめ.jp)よりご確認いただけます。(https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/)

雇用就農資金には以下の3つのタイプがあります。

①雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、当該農業法人等での農業就業又は独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大60万円、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出

所者等の「多様な人材」の場合、年間最大15万円を加算

②新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を実施する場合に資金を助成します。

(新規雇用就農者一人当たりの助成額:年間最大120万円(3年目以降は年間最大60万円)、期間:最長4年間)

※新規雇用就農者が多様な人材の場合、年間最大15万円を加算

③次世代経営者育成タイプ

農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成していくため、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人に派遣して実施する研修を支援します。

(助成額:年間最大120万円、期間:最長2年間)

研修を経て独立就農するための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

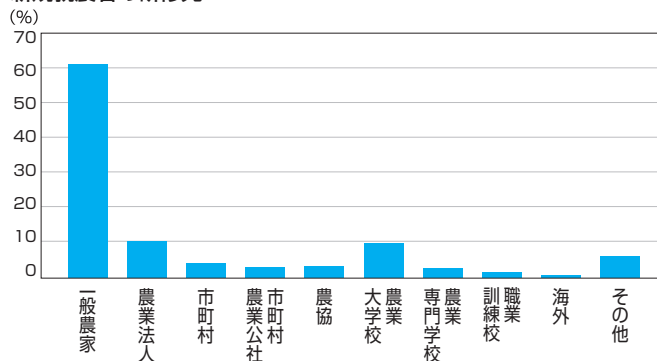
就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

充実した研修を受けよう

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住居の5つの要素が必要ですが、就農希望者が5つの要素の全てを自ら準備することは容易ではありません。そこで、農業法人に就職して技術を学びながら農地を探し、資金を工面したり、あるいは市町村が設立した公社などによる研修・助成を受けて独立就農を目指すことが、有効な独立就農方法の一つといえます。

新規就農者の研修先



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

公的な研修を受けて独立就農するには

1

都道府県・市町村・農業公社など

全国各地のいくつかの都道府県・市町村・農業公社などでは、就農希望者に対して独立就農するための研修を行い、地域農業の新たな担い手を育成しています。研修内容や助成

内容などは様々な形があります。研修地域での就農が前提となることが多いため、就農できる地域、作目が限られています。研修を受けた人が実際に就農できる可能性は高いため、自分の希望する就農スタイルと合致した場合は、非常に魅力的な制度です。募集人数に限りがあるため、こまめに情報をチェックすることをお勧めします。

自治体等の受け入れ支援情報に関するホームページアドレス
https://www.be-farmer.jp/support/municipal_supports/



2

農協出資法人、 第3セクターなど

独立・自営就農を支援する組織には、JAが単独で設立しているもの、JAと町が共同出資しているもの、町と民間企業と地元農家が共同出資しているものなど、様々な形態

があります。これらの組織のほとんどは、単独で就農を目指すよりも高い就農率、定着率となっています。研修内容や雇用形態、住宅、研修修了生の進路などを確認した上で、活用しましょう。

法人就職から独立就農するには

農業法人は、生産技術、販売・加工、経営管理など様々な分野で新しい試みを行っているため、独立・自営就農を目指す人にとって学ぶことがたくさんあります。そのため、いずれ独立・自営就農をしたい人にとっては、まずは農業法人で従業員として働きながら自らの適性を判断するとともに、技術や経営ノウハウを学ぶことが有効です。

農業法人で働くことで、独立・自営就農に向けた人間関係を築くことや、就農可能性のある地域（農地）の紹介を受けることもあります。勤務する農業法人の先輩従業員が独立・自営就農していたり、近隣農家が声をかけてくれることがあるからです。

給料をもらいながら農業をするため、就農資金を調達することも可能となります。

独立・自営就農を支援している農業法人の中には、近隣農家とともにNPO法人を立ち上げて、自社の経営とは分離して就農支援を行っているところもあります。なかには、独立・自営就農者を自社グループの一員として位置づけ、販売面で提携することで独立就農者の経営の安定を支援する法人もあります。そのようなところは、研修できる経営作目が多岐にわたることや、短期研修生を受け入れていることが多いため、就農希望者にとって利用しやすくなっています。

自ら農業経営を始めるための基礎知識

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する



めざす農業経営のビジョンを明確に

新しく農業を始めるということは、新たに事業を開始するということであり、自分が将来「どこで、どんな農業をやるのか」意思を固めることが大事です。



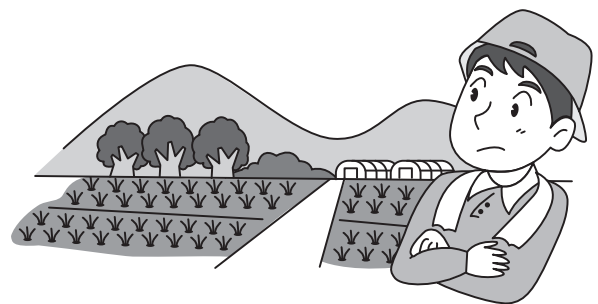
やりたい農業経営のイメージ作り

一概に農業といっても、稲作、野菜、花き、果樹、畜産と作目の幅が広く、しかも、野菜、花きは露地栽培のほか、集約的な施設栽培（水耕栽培等）もあります。さらに栽培方法も農薬や化学肥料を使用する慣行農法のほかに、農薬や化学肥料を使用しない有機農法（考え方によっていろいろなやり方がある）などの独自のやり方もあります。

また、経営のスタイルとして、経営作目を単品に絞る単一経営（専作経営）を採用するか、経営リスクの分散や家族労働力の適正配分、または耕種部門と畜産部門の有機的結合に着目して複数作目を経営する複合経営を採用する方法もあります。

そこで、自分が就農を意識するようになった動機も十分にふまえて、自分がやりたいと頭の中に描いている農業のイメージを固め、窓口での相談などを通じて、

次第に具体化していく必要があります。「どんな農業をやるのか」を具体化したのが営農計画で、一般企業の事業計画にあたります。農産物の販売や簿記記帳も必要になります。



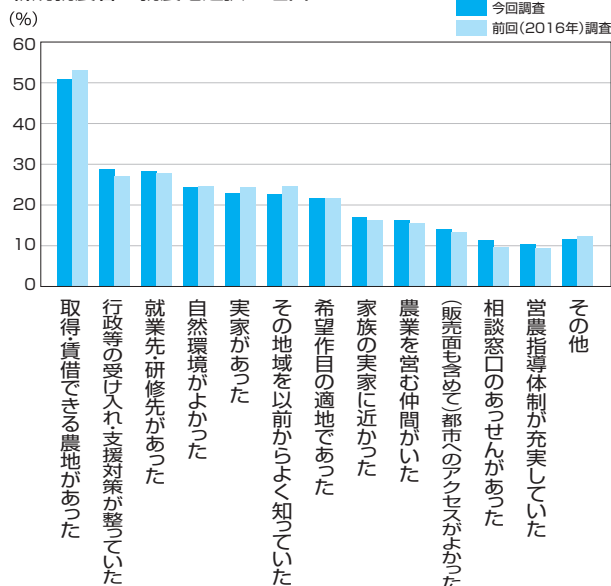
就農地域の選定

就農希望者は、買ったり借りたりする農地があるかないかは別として、ある程度は希望する地域を決める必要があります。その際、作物にはその作物に適した気象条件や土壌条件があることから、「どんな農業をやるのか」「どんな作物を作りたいか」も候補地域を選ぶための重要な要因になります（適地適作）。

希望している作物の主産地では、生産技術の指導体制や生産物の出荷体制が整備されており、初めて農業に取り組む人にとって有利な面が多いと思われます。

また、家族の同意を得るために教育施設や交通の便などの生活条件も考慮する必要があります。

新規就農者の就農地選択の理由



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

農業を始めるのに必要な5つの要素と確保のポイント

新しく農業を始めるには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設が必要となります。また、多くは移住をとまなうため、⑤住宅も見つける必要があります。

農業経営者になることは、事業を新たに起こすこと（起業）と変わりありません。ただし、自然相手の生物生産であることや、生産と生活の現場が一体化して地域社会との関係が特に密接であるなどの特徴があります。

1 技術やノウハウの習得

趣味ではなく職業として農業を営むのであれば、しっかりと農業技術を習得しておく必要があります。

新規就農相談者の多くの方が、農業未経験者または体験程度です。現在の農業は科学

技術の進歩により機械力や科学力がフル活用されていますが、農業生産の基本は生物や自然を相手にするものですから教科書通りにはいきません。また家庭菜園程度の広さでやっていた経験が、出荷するような大きな面積になると、全く役に立たないことがあります。しかも、自然条件に左右される農業技術は地域によっても少しずつ異なってきます。

そこで、「作りたい作物や飼いたい家畜」、「就農したい

地域」などイメージが決まったら、栽培・飼養技術や経営管理のやり方を身につける必要があります。

少なくともその作物の“種まきから収穫まで”の1サイクルぐらいの経験は積んでおくことが必要でしょう。

また、「何をやりたいか」が決まっていなくても、体験の意味で研修することもひとつの方法です。

なお、近年は新規就農希望者の目的に応じた様々な研修制度が整備されています。その方法も経費負担が自前か、公的支援を受けるか、その研修期間が短期か長期か、研修内容についても、机の上での学問的なものも含むか、実際に農作業を行う実習中心か、などいろいろです。

また、研修のスタイルとしては、指導農業士など先進的な農家や農業法人で実践を通じて知識・技術を習得する農家研修、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関での農業の知識や技術を学ぶ方法などがあります。

2

資金の確保

新しく農業を始める場合、農地の貸借・購入、ハウスや畜舎の建設、トラクターの購入等のほか、種代や肥料代、農薬代など営農するのに資金が必要です。また、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。必要な営農資金額は経営作目によって異なりますので、営農計画と生活設計を綿密に立てましょう。

2021年度に全国新規就農相談センターが実施した調査によると、新規就農者が用意した自己資金の平均額は営農

面で281万円、生活資金は170万円となっています。

ところが、実際に営農にかかった金額は755万円と、自己資金を474万円上回っています。できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な融資制度を活用するのも有効な方法です(資金確保の支援P27)。融資制度を利用するには一定の資格要件が必要なほか、融資額や信用状況に応じ担保の設定や保証人を求められることがあり、新規参入者にとっては借りにくい場合もあります。

実際に就農した際には不時の出費も多く、自己資金を中心に余裕のある資金計画を十分に練る必要があります。

就農1年目の費用と自己資金(新規参入者)

※平均値を採用 単位:万円

	機械施設等 A	種苗肥料 燃料等B	営農面			生活面 自己資金	就農1年目 農産物 売上高	
			費用合計 A+B	自己資金 C	差額 C-(A+B)			
新規参入者計	561	194	755	281	-474	170	343	
就農後経過 年数	1・2年目	628	202	830	291	-540	180	280
	3・4年目	598	209	806	303	-503	165	346
	5年目以上	509	192	701	264	-436	169	379
就農時年齢	29歳以下	488	204	692	207	-485	100	326
	30~39歳	591	203	794	251	-543	162	378
	40~49歳	571	198	769	300	-469	198	329
	50~59歳	500	153	653	528	-126	310	247
	60歳以上	422	80	502	558	56	136	73
現在の 販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	363	126	489	302	-187	127	196
	露地野菜	303	128	431	238	-193	151	227
	施設野菜	884	252	1,136	321	-815	186	480
	花き・花木	594	187	781	275	-506	127	289
	果樹	300	119	419	247	-171	202	195
	その他耕種作目	411	225	636	302	-334	147	314
	酪農	2,811	1,091	3,903	581	-3,322	216	2,359
	その他畜産 その他	815 446	499 252	1,314 698	270 322	-1,044 -376	115 179	590 308

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

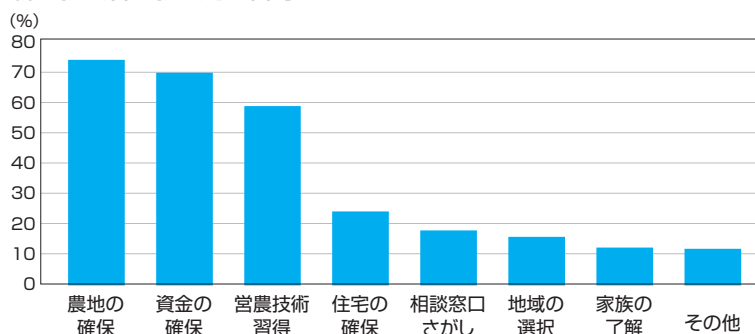
就農時の資金借り入れの状況

単位: %

	資金を 借り 入れた	資金の借り入れ先								
		制度資金					民間資金			
		青年等 就農資金	経営体育成 強化資金	スーパーL 資金	農業近代化 資金	その他	農 協	銀行等 金融機関	その他	
新規参入者計	51.1	70.4	6.3	5.4	5.9	4.3	19.6	7.6	7.1	
販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	37.5	56.9	6.9	5.2	3.4	8.6	19.0	19.0	12.1
	露地野菜	38.6	66.7	4.6	3.2	3.5	3.5	22.1	9.1	9.1
	施設野菜	71.6	74.1	6.1	5.3	6.9	5.1	19.3	3.9	5.1
	花き・花木	55.1	63.2	7.9	7.9	10.5	0.0	21.1	10.5	13.2
	果樹	41.6	71.2	7.5	4.1	6.8	1.4	19.9	7.5	6.8
	その他耕種作目	39.2	57.9	5.3	0.0	5.3	0.0	15.8	26.3	15.8
	酪農	93.5	74.4	15.4	23.1	5.1	12.8	17.9	2.6	2.6
	その他畜産 その他	63.1 33.3	76.3 70.6	7.9 0.0	13.2 0.0	7.9 0.0	2.6 5.9	10.5 5.9	13.2 17.6	2.6 5.9

新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

新規就農者が就農時に苦労したこと



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

3

農地の確保

農地は国民・地域の限られた資源であり、最大限に利用されることが重要です。そのため、農地法に基づき、農地の権利（所有・賃借など）を有する者は、農地を農業として適切かつ効率的に利用する

（荒らさず有効利用する）責務が課せられています。

農地を買ったり、借りたりする場合は、所有者と売買・賃借等の契約を結ぶだけでなく、その責務を全うするため、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律など農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可や農地中間管理機構が作成する「農用地利用集積等促進計画」の都道府県知事の認可（公告）が必要になっています。

許可等の要件は下記のア～エで、新規就農者もこれを満たさなければなりません（ウは法人の場合のみで、要件を満たさない場合は条件付きで借入できますが購入はできません）。どのような農業をするのか（営農計画の提出）、農業の技術、機械や施設はあるのか、周辺の農地利用に悪影響を与えないのか等について確認し、許可、不許可等の判断がなされます。

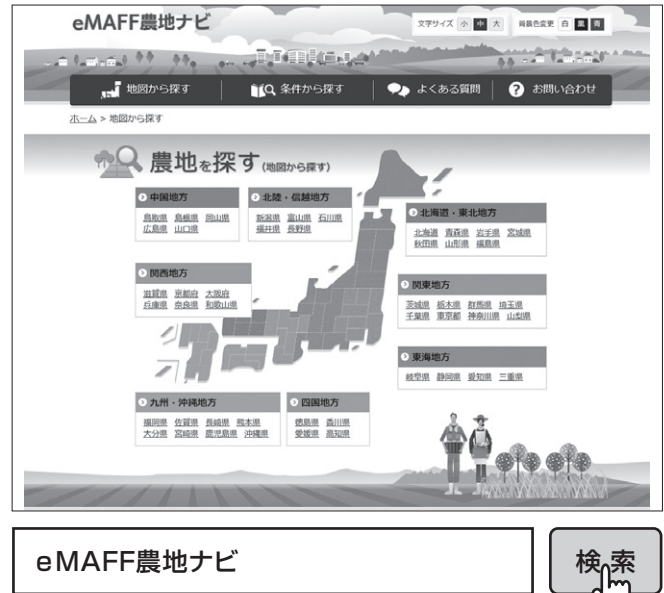
また、令和5年4月1日より市町村は農業者や新たに就農を目指す者（農業へ新たに参入する企業を含む）等の幅広い関係者による話し合いにより、将来の農業の在り方や農地利用の姿を示した「地域計画」を策定することになっています。このため、新たに就農を目指す者は、農業経営・就農支援センターや市町村等の就農相談窓口へ相談するとともに、こうした話し合いの場へ積極的に参加し、地域と

の信頼関係の構築に努めていただき、地域の農業を担う者として位置づけられることにより、農地の確保に繋がるものと考えます。

就農先で農地を取得するには、自分の目指す農業経営や家族の納得する生活条件などを考慮して就農候補地をいくつか設定し、その中で必要な農地面積、日照条件、土壌条件、水利権など、さらに購入する場合は農地価格を十分検討して選定することが望ましいです。

また、実際の取引は相手の人柄をよく知ってからという話をよく聞きます。このため、農地取得の際は、新規就農者の受け入れに積極的な県や市町村の情報を収集するとともに、場合によっては、就農候補地に先に住居を移し、地域における信頼関係を作ることも考えてください。

「eMAFF農地ナビ」では、買ったり借りたりできる農地情報を得ることができます。



農地の権利移動の要件（買ったり、借りたりするには）

I 通常

- ア** 【全部効率利用要件】 農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと
- イ** 【農作業常時従事要件】 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ウ** 【農地所有適格法人要件】 法人の場合は農地所有適格法人であること
- エ** 【地域との調和要件】 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

II 解除条件付き賃借（上記イ、ウを満たさない場合）

上記ア、エを満たすこと

これに加えて、

- オ** 書面による解除条件付きでの契約
- カ** 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- キ** 法人の場合（農地所有適格法人を除く）役員等の1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すること

注：IIの場合、毎年、利用状況を農業委員会へ報告しなければいけません。適正に利用しない場合、最終的には許可を取り消されることとなります。

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

4

機械や施設の確保

現代の農業は一部の有機農業などを除いて、一般的には施設化、機械化しており、新規に農業を始める場合、すべてを一度に揃えようとすると多くの資金を必要とします。稲作の場合、機械整備一式で

最低1,000万円は必要です。畜産の場合は畜舎建設、施設園芸ではハウス建設に相当の投資が必要です。県・市町村によっては、様々な支援を行っている所もあります。

しかし新規就農者の場合、まず農地購入の資金や1年は無収入と想定した場合の生活費の準備などに多くの資金を必要とし、施設や農機具の購入まで資金的に余裕がないのが一般的です。そこで、当初は必要最小限の農機具や施設を手当てし、経営が軌道に乗りはじめてから徐々に装備を充実していくほうが堅実です。中古品やリース、



借り受けなどで対応するのも負担を軽減する方法のひとつです。

また、離農した農家などの農機具、施設を農地や住宅と経営内容をセットで買い取るのもひとつの方法です。全国新規就農相談センターでは、このような第三者への経営継承についても相談にのっています。

5

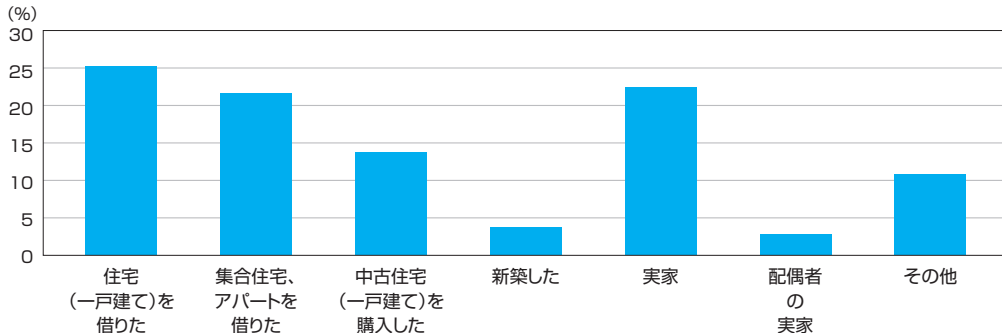
住宅の確保 その他

農作物の栽培は、常に自然現象に大きく左右されます。適時、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住居の近くに取得農地があることが望ましいといえます。住居は、就農希望先の関係機関・団体や就農のお世話をしてくれた人などを通じて探してもらうのが普通です。なるべく農地と合わせて確保するように、地元の人たちの協力を得ることが大切です。

なお、公的住宅は一定の入居条件がありますし、空き家の場合でも築何十年も経過して傷みがひどく、予想以上に補修費がかさむなどの問題もありますので、借りる場合はまだしも買い取る場合は特に注意が必要です。

また、住宅のほかに学校や病院等の生活関連施設が近くにあるか否かも重要なことです。JOIN（一般財団法人移住・交流推進機構）が運営する「ニッポン移住・交流ナビ」や国土交通省が運営する「全国版空き家・空き地バンク」等から住宅、学校・病院等生活関連施設に関する情報を得ることができます。

住宅の確保状況



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より



ニッポン移住・交流ナビ 検索



全国版空き家・空き地バンク 検索

経営計画を立てるには

本格的な研修を終えたら(終える前に)青年等就農計画制度に基づく経営計画を立て、目指す経営像が実現可能かよく吟味します。作目、経営農地面積、労働力、資金から生産計画を立て、どの程度の収益を上げられるか計算しましょう。収量や販売価格は、農林水産省や各地の卸売市場のホームページで公開されている数値が参考になります。1年目から地域の平均収量を上回るとは難しいので、収量は低めに見積もりましょう。機械や施設の値段は農林水産省やメーカー、販売店のホームページから確認できます。地域での標準的な作型や必要な施設などを知るには、都道府県にある普及指導センターに聞くことも有効です(〇〇農業普及指導センターなどの名称)。初期費用を抑えるためには、中古で購入したり、離農農家から安く譲ってもらうことも考えましょう。

- 農林水産省の統計情報
- 『農業経営統計調査』(毎年) 営農類型別の農業・農外所得など
- 『農作物価統計』(毎年) 肥料・農薬・機械の購入価格
- 『農林業センサス』(5年ごと) 農業者数・農地面積など農業構造全般 ※農林水産省ホームページで確認できます。

経営計画の一例

経営計画					
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上(生産販売)					
経営規模(a)					
生産量 (kg)	0	0	0	0	0
単価					
経営規模(a)					
生産量 (kg)	0	0	0	0	0
単価					
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量 (kg)	0	0	0	0	0
単価					
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量 (kg)	0	0	0	0	0
単価					
売上高	0	0	0	0	0
経営規模(a)					
生産量 (kg)	0	0	0	0	0
単価					
売上高	0	0	0	0	0
経営規模合計 (a)	0	0	0	0	0
うち借入面積(a)					
農業経営費					
種苗費	0	0	0	0	0
肥料費	0	0	0	0	0
農薬費	0	0	0	0	0
燃料費	0	0	0	0	0
動力・光熱費	0	0	0	0	0
小農具費	0	0	0	0	0
管理費	0	0	0	0	0
土地改良・水利費	0	0	0	0	0
賃借料・料金	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0
小作料					
支払利息	0	0	0	0	0
共済金・相模公庫	0	0	0	0	0
雇用労費					
雑費	0	0	0	0	0
流通経費					
農業所得	0	0	0	0	0
農外収入					
農外支出					
農業所得	0	0	0	0	0
借入金償還額					

注)色塗り箇所は計算式が入っている

農業体験をする場合
農業法人に就職する
研修を経て独立する
自営農業経営を始める
就農を支援するさまざまな仕組み
新規就農について相談する

農村社会について

新しく農業を始めるということは、同時に農村に移り住み、農村社会の一員となるわけですので、農村社会の実情を理解しておくことが大切です。

農村は、長年農業が営まれてきた場所であり、地域の人同士の付き合いが都市に比べて濃密です。したがって、時として外部からは閉鎖的な社会に見えることもあります。農業を始めには地域に溶け込み、村の人たちと深く親しく付き合うことが必要です。

例えば農村では、農業用水や農道の利用・管理にともなう共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少な

くありません。そういった行事などに参加することで、村人とふれあい、情報交換をしながら農村社会にうまく溶け込むことができるのです。

また、その地域内で、農業に限らず何でも腹を割って相談できる人を確保しておくことも重要です。

そのほか、就農前の研修期間中から地元の農家と積極的につきあうことで、実際の就農がスムーズに進むと考えられます。

要は、就農先にできるだけ多くの知り合いをつくっていくことが重要です。

参考 新規就農 野菜作・果樹作・花き作ごとのポイント

野菜

■野菜作経営の現状は

- 野菜作は労働集約的作物（小面積栽培が可能）。
- 作目の選択とともに栽培適地の選択が必要。
- 露地栽培と施設栽培があります。
- 気候によって価格変動が激しい。
- 生鮮用と加工用の栽培・販売があります。

■野菜作の農作業体系は？

野菜作は小面積で生計を立てることもできる反面、労働時間が長時間にわたるものが多い。野菜作経営は収益性を検討する際に面積と労働力の確保が重要となってきます。

■野菜作の経営概況は？

露地野菜に比べて施設野菜が高い水準にあります。露地野菜が根菜類・葉茎類が中心なのに対して、施設野菜は果菜類が中心で収穫が長期間で多収だからといえます。しかも単価が高いとも考えられます。

農林水産省の農業経営統計調査「令和3年 全農業経営体の農業経営収支」によると、露地野菜作経営（全国平均）の1経営体当たり農業粗収益は1,083万円、農業所得は183万円。施設野菜作経営（全国平均）の

1経営体当たり農業粗収益は1,738万円、農業所得は370万円となっています。

■野菜作経営のポイント

- 野菜作は地域を選択する＝適地での栽培。
- 労働力の確保と年間収入をどの程度に設定するかで農地面積が決まります。
- 公的データはプロ農家のものであり、新規就農の場合は栽培技術水準と労働力を計算して（減じて）面積を決めます。
- トラクター（15馬力程度）または耕運機と軽トラックは必需。
- 水道・電気のある「作業場」を確保しましょう。
- 施設導入はまず自己資金と補助金を確認。レンタルなども行っている地域もあります。
- 野菜作で新規就農する場合の現実的な対応
 - 研修などを活用して野菜の栽培技術を習得。
 - 作目の選択と地域を決めます。
 - 地域での栽培状況などをよく観察して栽培作物の組み合わせや技術の習得・向上を目指します。
 - 家族労働などの労働力を確保して経営開始。

- 一般的に無農薬などでの栽培は、「見栄え」が悪いため市場評価が低いことが多い。よって独自の販売ルートが必要となります。

- 直接販売は栽培する労働力と荷作りなど同等の労働力が必要となります。

果樹

■果樹作経営の現状は

- 永年作物であり収穫まで年限を要します。
- 気候の影響を受けやすい。
- 市場流通が基本だが、高品質のものは直販が多い。
- ジュースなどの加工用途もあるが、価格が低い。
- 観光果樹などへの業態の展開も可能。
- 目品ごとに栽培技術が異なるため専門的に栽培する経営が多い。

■果樹作の経営概況は？

果樹作で生計を立てるには、ある程度の面積と専門技術が必要となります。例えば、ミカンやリンゴで露地栽培を行う場合は2ha程度は必要です。またミカンの場合、土地条件も西南暖地など水はけのよい所でないとい品質のよいミカンは栽培できません。

農林水産省の農業経営統計調査「令和3年 全農業経営体の農業経営収支」によると、果樹作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は730万円、農業所得は212万円となっています。

■果樹作で新規就農する場合の現実的な対応

- 技術習得のための研修・実習を実施。
- 全く最初からの栽培では多額の投資をとまう(収穫まで数年を要します)。
- 果樹作物の栽培地域での新規就農者の募集を活用することも検討。
- 最初から栽培する場合、小面積での栽培で経験と技術を積み、徐々に規模拡大していくのが妥当であるが一定の資金は必要となります。

花き

■花き作経営の現状は

- 労働集約型で多種類少量生産。
- 市場流通が基本。
- 価格が景気に左右されやすい。
- 流行などの情報に敏感。
- 施設栽培の進展により品質競争が激しい。
- 安価な輸入品が増加傾向にあります。
- 高級品と家庭用との二極化が進展。

■花き作の農作業体系は？

花き栽培農家は施設栽培と露地栽培の両方を行っている場合が多い。花きは一般的に20~30aの小面積で生計を立てることもできる反面、野菜と同じように労働時間が長時間にわたるものが多い。

■花き作の経営概況は？

施設栽培が所得の上位を占めていますが、安定した生産を行うための加温施設にした場合などでは多額の投資が必要となります。

農林水産省の農業経営統計調査「令和3年 全農業経

営体の農業経営収支」によると、露地花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は884万円、農業所得は197万円となっています。施設花き作経営(全国平均)の1経営体当たり農業粗収益は2,211万円、農業所得は422万円となっています。

■花き作経営のポイント

- 価格を左右する高品質の技術習得が必須。
- 労働力の確保。
- 施設導入に係る経費の準備。
- 種類にもよるが「作業場」の確保。

■花き作で新規就農する場合の現実的な対応

- 先進農家での研修で技術や経営ノウハウを習得することが肝要。
- 花き栽培の農業法人に就職することも選択のひとつ(技術・経営の習得)。
- 家族労働を基本として労働力を確保します。
- 市場動向から流行のトレンドまで多角的な情報収集力を身につける必要があります。

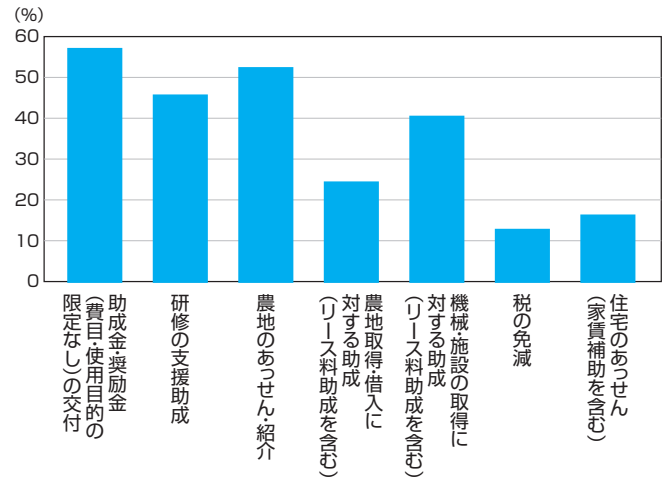
自治体による新規就農支援の利用

都道府県・市町村段階の支援の主な内容は、実際に就農するまでの研修の支援・助成、農地の借り入れにともなう賃貸料の助成、農地取得費の助成、農地・施設の取得にともなう固定資産税等の税負担の減免、機械・施設のリース料助成、低利資金の貸付および制度資金等への利子補給、家賃などの助成、費用・使用目的を限定しない助成金の交付、などとなっています。

就農先を検討する場合、県・市町村の支援措置の内容だけを比較検討するのではなく、あくまでも、自分の目指す経営像などを基本に、複数の就農候補地から最終就農地を決定する際の判断材料のひとつとして支援措置を考慮することが望ましいといえます。

県・市町村の支援措置は、その趣旨および内容をよく吟味して、自分の新規就農イメージの具体化に向けて主体的かつ有効に活用することが大切です。

新規就農者が利用した公的機関の支援措置



新規就農者の就農実態調査結果(2021年)より

就農後の留意事項

サラリーマンなどから新しく個人事業主として農業を始められる方は、次の点に留意してください。

- ◆ サラリーマンのときには、税金・福利厚生費は給与から一括して差し引かれていましたが、就農後は市町村民税・国民健康保険料について、前年度の所得額などに応じて課税されることになります。
- ◆ これまでの厚生年金にかわって、農業経営者など自営業者の加入する「国民年金」は満20歳以上の者すべてが対象になります。さらに、「農業者年金」にも加入することができます。「認定新規就農者」が農業者年金に加入する場合、その保険料(掛け金)に特別の助成を受けることができますので、市町村の農業委員会に相談してください。

知っておきたい主な農業関係の組織

市町村農業委員会・都道府県農業会議・全国農業会議所

市町村役場の中に**農業委員会**があります。農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されている行政委員会です。農業委員会では、農地法の許認可などの仕事に加えて、本気で農業をしようとする人へ農地をあっせんするなど、地域の農業生産の担い手を育てることに力を入れています。

新規就農を希望する人が農地を取得するには、最終的には農業委員会に行く必要がありますので、あらか

じめいろいろと相談しておくほうがよいでしょう。

都道府県農業会議とは、「農業委員会等に関する法律」に基づき、**全国農業会議所**とともに、「農業委員会ネットワーク機構」として指定されている一般社団法人です。主な業務として、農業委員会の活動支援、農地に関する情報の収集・提供、農業への新規参入者への支援、農業経営者や農業法人等の経営支援や組織活動のサポート、雇用就農資金の受付窓口を担っていま

す。また、都道府県新規就農相談窓口として新規就農に関する相談窓口としても活動しているところがあり、農業

法人等の求人情報や新規就農のための研修情報などの発信も行っています。

農業協同組合（農協、JAは愛称）

各市町村にあるJAやその支所は、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしており、大部分の農家が組合員として加入しています。

JAには、農業全般についての事業を行う総合農協と、畜産や園芸など農業の中でも一部特化した専門農協があり、その上に全国段階の連合会があります（都道府県段階には、事業本部や連合会があります）。農業者の大部分が加入しているのは総合農協で、通常、農協

という場合、この総合農協をいいます。JAは、組合員を相手に農業資材・生活物資のあっせん、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、保険など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

また、特に各種制度資金を借り入れる場合はJAが主な窓口となり、制度資金ではまかなえない営農資金などもJAが貸してくれます。

普及指導センター（旧農業改良普及センター）

普及指導センターは都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属されています。

普及指導センターには就農相談窓口が設けられている場合があり、新規就農希望者に対して就農関連情報の提供、研修先の紹介や制度資金の活用などの相談に

応じています。新規就農にあたっての営農計画の作成において協力を得ましょう。また、新規就農者のための制度資金の相談もできます。

さらに、就農後も経営の発展段階に応じた個別濃密指導など一貫した支援活動を行っています。

農地中間管理機構

農地中間管理機構は、農地を貸したい人（リタイアする人など）から農地を借り受け、必要に応じて、大区画化などの条件整備を行い、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付け（転貸）を行う公的機関です。

全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間受け皿」であり、貸し手は安心して貸すことができ、農

地を借りたい人は、まとまった使いやすい農地を借りられることにより、より効率的に農産物を生産することができます。

各都道府県の農業会議・農業公社等に設置されています。

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫は100パーセント政府出資の政策金融機関です。農林水産事業を事業の柱の一つに位置付け、融資や経営支援サービスを展開しています。農林水産業には、「天候などの影響を受けやすく収益が不安定」「投資回収に長期間を要する」といった特性があり、これらを考慮した長期の資金を供給するほか、国産農林水産物の安定供給、付加価値向上に寄与する食品産業を支援しています。融資制度には、認定新規就農者を対象とした青年等就農資金（P28、29）や、認定

農業者を対象としたスーパーL資金などがあり、農業者は低利または無利子で設備投資資金などを調達することができます。また、自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落などによる経営悪化時に機動的なサポートを行う農林漁業セーフティネット資金も整備して経営リスクの低減を支えています。経営支援サービスでは、農・林・水産各分野の経営アドバイザーが経営全般に関するさまざまな相談に応えるほか、商談会によるビジネスマッチングなどに取り組んでいます。

就農を支援するさまざまな仕組み

- 新規就農時に機械・施設等の導入の資金を借りたい・・・青年等就農資金【P28～29】
- 研修中の所得を確保したい、経営を初めて間もない時期の所得を確保したい
.....就農準備資金・経営開始資金【P30～31】
- 新規就農時に機械・施設等を導入したい経営発展支援事業【P32】
- 万一の収入減少・園芸施設の損害等に備えたい
.....農業保険（収入保険・農業共済）【P33～35】

農業技術習得の支援

新しく農業をはじめるとあっては、作物の栽培技術や家畜の飼養技術、経営管理の知識など多くのことを学ぶ必要があります。また、技術や知識を身につけることは、「作りたい作物」、「飼いたい家畜」、「就農したい地域」などのやりたい農業のイメージづくりにも

役立ちます。

近年は、新規就農希望者が必要な技術や知識を習得するための学校が数多く用意されています。就農準備校では、農業以外の職場に勤めながら、農業の初歩的知識や技術の習得、体験ができます。また、作業体験

学校で学ぶ

全国41道府県に設置されている道府県立農業大学校や、民間の農業教育機関で地域に根ざした実践的な農業を学ぶことができます。高校卒業程度を対象とした2年間の実践的研修教育コース、短大卒業生などを対象とした1年間または2年間のより高度な研修教育コース、就農希望者・農業者を対象とした短期研修コースや夜間講座を開設しています。

- 参考：農林水産省 新・農業人ポータル（学ぶ・研修する）
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/

酪農ヘルパーになる

酪農は生き物が相手の仕事なので年中無休です。酪農家が休みをとる際に活躍するのが酪農ヘルパーで、酪農家の代わりに搾乳や飼料給与などの作業を行います。中には独立就農のために働く人もいます。酪農ヘルパー全国協会では、酪農ヘルパーになるための相談、酪農体験実習、酪農ヘルパーからの就農希望の相談などを行っています。

- 参考：一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
<http://d-helper.lin.gr.jp/>
TEL：03-5577-5135

やボランティアができる場所が首都圏など主要都市圏に開設されています。専門的な技術を習得するための学校としては、道府県立農業大学校や民間の農業教育機関があります。

学校ではなく、農業法人で学ぶ方法もあります。全国各地約250の農業法人では、2日～6週間程度の就業体験を行う農業インターンシップを受け入れています(P8)。また、就農希望者のための研修コースを用意している農業法人も増えてきました。

農業法人だけでなく、個人の農家でも研修生を受け入れているところがあります。また、市町村においても、就農希望者の研修と地域への円滑な就農へ誘導する現地実践研修農場を設置しているところが増えてきています。

さらに、就農前の研修場所の相談・あっせん、就農時の資金・営農計画、就農後の技術・経営指導等については、普及指導センターが、市町村やJA等関係機関と連携してサポートしています。

農地等確保の支援

農業をはじめするには、一般的には農地が必要です。農地を買ったり、借りたりするには農地に関する法律に基づき、市町村の農業委員会の許可等が必要になります(19頁参照)。農地は農家の生産手段であると同時に財産でもあるため、自ら借入れ先を探して交渉することは容易ではありません。

そのため、農業委員会や農業協同組合(JA)で農地の借入れ等について、紹介やあっせんを受けることができます。農地の借入れ等を希望する市町村の農業委員会やJAにご相談ください。

都道府県知事が指定する農地中間管理機構(農地バンク)が農地を貸したい人から借り受け、まとまった形

で貸し付ける仕組み(農地中間管理事業)もあります。

詳しくは、農地中間管理機構(都道府県農業公社など)にご相談ください。

農地を購入する場合はまとまった資金が必要となることもあります。認定新規就農者(28頁参照)であれば、借入額1,000万円以下で償還期限25年以内(据置期間5年以内)の経営体育成強化資金(取扱:日本政策金融公庫)を利用できます。この資金は農産物の生産、加工、販売等に必要施設や機械等も対象となります。詳しくは農地の購入等を希望する市町村(認定新規就農担当窓口)、都道府県普及指導センター、都道府県青年農業者等育成センターのほか、JAや銀行にご相談ください。

資金確保の支援

新規就農者の定着促進に向けた制度資金として、平成26年度から「青年等就農資金」がスタートしました。この資金は、農業経営の開始に必要な機械や施設の取得等(農地等の取得は除く)のために、無利子で貸付を

行うものです。貸付主体は、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)です。

青年等就農資金を借りるには、市町村から青年等就農計画の認定を受ける必要があります。

青年等就農計画制度

青年等就農計画とは、これから農業を始めようとする方が自らの農業経営に関する目標や必要となる施設・機械等についてまとめた就農に関する計画で

す。青年等就農計画制度は、この計画の認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して、資金や農地集積に関して重点的に支援するというものです。

1. 対象者

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半を占める法人

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く。（認定農業者とは、生産規模の拡大や経営管理の合理化などについて記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等から認定を受けた者）

2. 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 経営発展支援事業
- ・ 経営開始資金
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策） 等

青年等就農計画の認定の流れ

① 青年等就農計画を作成し、市町村へ提出



② 市町村が基本構想に照らして同計画を審査



③ 市町村から当該計画申請者へ認定を通知



④ 認定新規就農者となる（市町村、都道府県等関係機関により、計画達成をフォローアップ）

青年等就農資金

1. 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）

2. 資金の使い道

- ・ 施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の生産、流通、加工施設や販売施設も対象となる。

- ・ 果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。

- ・ 借地料等

農地の借地料や施設・機械のリース料等。

※農地の取得費用は対象外。

• その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。

3. 融資条件

- 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- 貸付利率：無利子
- 償還期限：17年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保等：実質無担保・無保証人

4. 資金の利用イメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。

普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。

青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等

(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等

(計画5年目) イチゴ直売所の設置

⋮

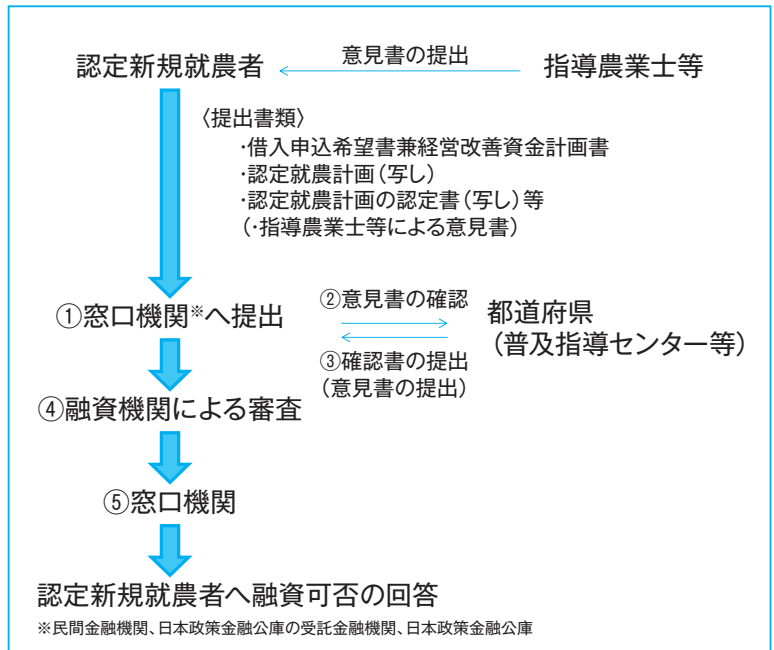
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）、スーパーS資金（農業経営改善促進資金）等を利用

※スーパーL資金については日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫まで、スーパーS資金については農協等民間金融機関まで、制度については農林水産省経営局金融調整課もしくは各都道府県の担当部局までお問い合わせください。（電話番号は下表参照）

その他の認定新規就農者を対象とした主な資金の種類と融資条件

	融資限度額	利率 融資対象	返済期間	問い合わせ先
農業近代化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1,800万円 (知事特認2億円) 法人・団体：2億円 *融資率：事業費の80%以内	0.80% ** 施設・農機具資金、 長期運転資金	原則17年以内 うち据置期間5年以内	農協等民間金融機関 農林水産省 経営局 金融調整課 TEL：03-6744-7622 もしくは各都道府県の担当部局
経営体育成強化資金 (認定新規就農者の場合)	個人：1億5,000万円 法人：5億円 *融資率：事業費の80%以内 青年等就農計画に従って 行う借入額1,000万円以下の 農地等の取得は100%	0.80% ** 農地等取得資金、 施設・農機具資金、 長期運転資金	25年以内 うち据置期間3年以内 *青年等就農計画に従って行う 借入額1,000万円以下の農 地等の取得は5年以内 *果樹の新植等は10年以内	日本政策金融公庫 (事業資金相談ダイヤル) TEL：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 TEL：098-941-1840

** 利率は、2023年5月18日現在。利率は、市場金利に応じて変動します。ご利用を検討される場合は最寄りの農協等民間金融機関で最新時点のものをお確かめください。



農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自ら農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

就農準備資金・経営開始資金

「就農準備資金」は、道府県農業大学校や先進農家などで研修を受ける場合、研修期間中に月12.5万円（年間最大150万円）を最長2年間交付します。

「経営開始資金」は、市町村が作成する「目標地図」等に位置づけられた（見込みを含む）認定新規就農者に月12.5万円（年間最大150万円）を最長3年間交付します。

就農準備資金の主な交付要件

1. 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であること
2. 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
 - ・親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になること
3. 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※交付対象の特例＝国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

返還を要する場合

1. 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
2. 研修終了後1年以内に就農しなかった場合
3. 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合

詳細については、交付主体となっている都道府県等にお問い合わせください

■ 経営開始資金の主な交付要件

1. 就農時の年齢が、原則 49 歳以下の認定新規就農者であること
 2. 独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
 3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること
 4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
 5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、雇用就農資金（農の雇用事業）による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
 6. 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則 600 万円以下であること
- ※園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は園芸施設共済等に加入していること（見込みも可）

■ 交付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて 1.5 人分を交付する
2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大 150 万円を交付する

■ 返還を要する場合

1. 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合
2. 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合

詳細については、交付主体となっている市町村にお問い合わせください

経営発展支援事業

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設の導入等を支援する場合、都道府県支援分の2倍（国の補助上限1/2）を国が支援します。

経営発展支援事業の主な交付要件

1. 就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であること
2. 令和4年度又は令和5年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農であること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること
 - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
3. 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
4. 就農する市町村の「目標地図」に位置づけられていること（見込みも可）、「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
5. 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

助成対象

助成の対象となる事業内容は①～③の取組であって、自らの経営においてそれらを使用するものであること

①機械・施設等の取得、改良又はリース ②家畜の導入、果樹・茶の新植・改植 ③農地等の造成、改良または復旧

- ・ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること
- ・ 事業の対象となる機械等は、新品の法定耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること
また、中古機械及び中古施設にあつては、中古耐用年数が2年以上のものであること
- ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと
- ・ 事業の対象となる機械等は、あらかじめ立てた計画の成果目標に直結するものであること
- ・ 事業の対象となる機械等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること

助成額

支援額：補助対象事業費上限1,000万円

（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助上限額の1.5倍を上限額とする

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営する場合は、補助対象事業費上限は①か②のいずれか低い額となります。

① 2,000万円

② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

詳細については、事業実施主体となっている市町村にお問い合わせください

農業保険 (収入保険・農業共済)

収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者 (個人・法人)

※現行は、加入申請時に青色申告 (簡易な方式を含む) の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告 (簡易な方式を含む) 実績で加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用

者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品 (精米、もちなど) は含まれます。

※一部の補助金 (畑作物の直接支払交付金等の数量払) は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

○保険期間の収入が**基準収入の9割** (5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限) を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入 (5中5) を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

○農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179% (50%の国庫補助後) で、自動車保険と同様に、**保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。**

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払 (最大9回) や制度資金の活用ができます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料 (事務費) は、必要経費 (個人) 又は損金 (法人) に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

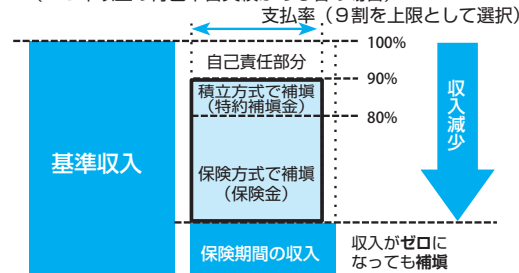
基本のタイプ

○例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料 (事務費) 2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。

○このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円** (積立金90万円、保険金720万円) の**補填**が受けられます。

基本のタイプの補填方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



「基準収入」は、過去5年間の平均収入 (5中5) を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、令和6年から保険での補償を充実する新たなタイプに加入できます。

詳しくは次のページへ!

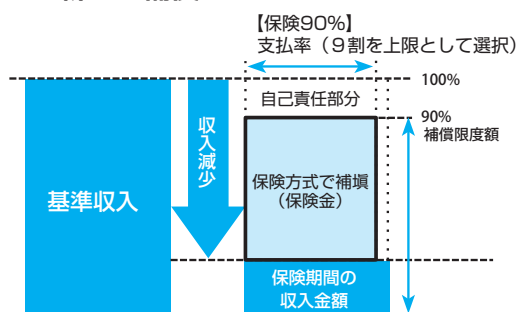
農業保険 (収入保険・農業共済)

保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！
 保険方式の補償限度は、基準収入の90%も選択できます。

保険での補償を充実する新たなタイプ

- 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、令和6年から保険のみで9割まで補償するタイプに加入できます。
 - 具体的には、保険方式のみの補償で、補償限度額を基準収入の90%とするものです。
 - 例えば、基準収入1,000万円の方の場合、積立金22.5万円は不要となります。(保険料は17.7万円と基本のタイプより高くなります。)
- ※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、保険料については経費として損金算入できるため、所得税・法人税軽減の選択肢となります。

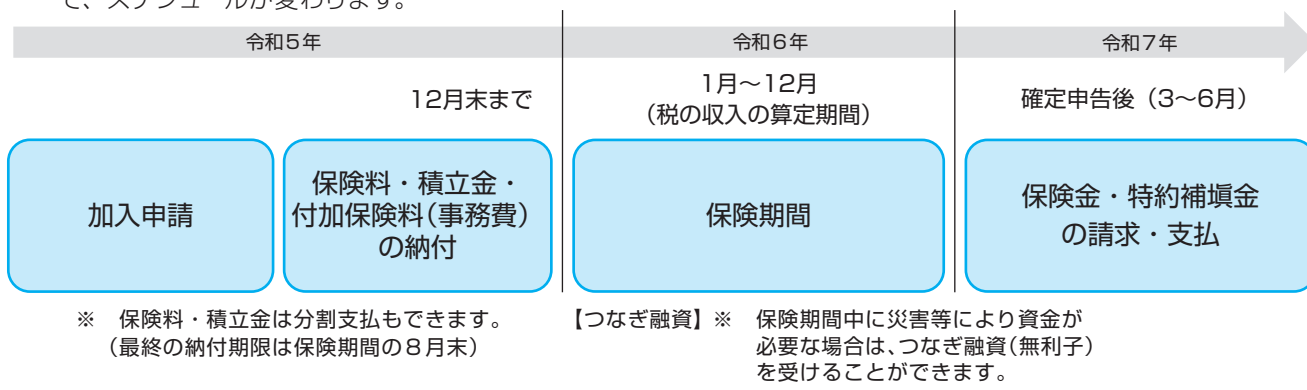
新たな補償タイプのイメージ



加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課(03-6744-7147)へお問い合わせください。

自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画書)」フォーマットを作成しました。(令和3年1月公表)

今回作成した「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」では、平時からのリスクに対する備えや台風等の自然災害への直前の備えをチェックリスト形式で確認することができます。また、「農業版BCP(事業継続計画書)」は、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。

農業版BCPの策定は、決して難しいものではなく、各々の具体的な取組については、既に経験として備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し改善にも繋がります。

チェックリスト、農業版BCPは、農林水産省ホームページに掲載しています。

■ 参考：農林水産省 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

■ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

農業共済

- 自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合に補償します。
- 以下の作物を栽培、家畜を飼養、園芸施設を所有又は管理している農業者が加入できます。

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶(一番茶)、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚
園芸施設共済	ガラス温室、ビニールハウス等の園芸施設

※指定かんきつとは、はっさく、ほんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

※補償内容は以下の通りです。

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害)、火災、病虫害及び鳥獣害により**収穫量が減少した場合**、**果樹の樹体が損傷した場合**に共済金が支払われます。

【家畜共済】

家畜が**死亡・廃用となった場合**、**疾病や傷害の診療を受けた場合**に共済金が支払われます。

【園芸施設共済】

自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触並びに鳥獣害により、**園芸施設が損害を受けた場合**に、施設の新築時の資産価値の10割を上限に共済金が支払われます。

※農業者の選択により、附帯施設、復旧費用、撤去費用、施設内農作物(病虫害による損害も含む)の補償を追加することができます。

- 加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します**。

また、自動車保険と同様に、**共済金の受取実績に応じて、翌年の掛金率が変動します**。

- これらの他、農業共済組合では、自主的事業として、農機具や倉庫内の農産物(米、麦、大豆、りんご等)に損害が出た場合に補償する任意共済を実施しています。

【お問い合わせ先】

最寄りの農業共済組合

全国新規就農相談センターの活動内容

全国新規就農相談センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。大きく分けると、①日常の相談活動・情報提供、②体験・研修活動への支援、③農業法人への就職支援です。①日常の相談活動・情報提供は、就農希望者の円滑な就農（後継者不在の農業経営の第三者継承を含む）に向けたオンライン・対面等による相談、手軽に豊富な情報が得られるホームページの開設や、就農相談関連資料の作成により、情報を発信しています。また2020年から、実際に新規就農した方等をゲストに、就農までの道のりや成功のポイントについて何う就農セミナーを開催しています。②体験・研修活動は、農業法人での体験と、学校での体験・研修を用意しています（P8～9）。

③農業法人への就職支援は、農業法人等の求人情報の収集および発信、「新・農業人フェア」の紹介のほか、無料職業紹介所としても活動しています。



■各支援内容への問い合わせ先

全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階 一般社団法人全国農業会議所内
TEL: 03-6910-1133 FAX: 03-3261-5131 URL: <https://www.be-farmer.jp>

〈新規就農相談活動〉

ベテランの就農相談員による個別の就農相談（予約が必要）、新規就農相談会・農業法人合同会社説明会などを行う「新・農業人フェア」の紹介、就農相談の基礎資料となる「自治体等による新規就農支援情報」などの公開、農業法人等による求人情報の収集・発信などを行っています。

全国新規就農相談センターでは、就農にあたって必要となる制度・事業などの紹介や求人・研修情報などを満載したホームページを開設しています。年間230万件以上のア

クセスがあり、多くの方が活用しています。また、新規就農者の受け入れを希望する農業法人も活用しており、就農情報だけにとどまらず、農業経営者向けの情報も充実しています。

多くの都道府県新規就農相談窓口（P45）でもホームページを開設しており、各県の農業概要や新規就農の支援措置が紹介されています。



就農相談員によるメール相談

紹介する「メール相談」は、全国新規就農相談センターに寄せられた電子メールでの相談に対して、相談員が実際に回答したものです。なお、掲載にあたっては、回答の一部を割愛したり表現を変えるなど編集しています。 (文責 編集者)



農業を始めようとする場合、
どんな心構えが要りますか？

**強い意欲と情熱。
起業マインドを持つことです。**

A

まずは、農業や農村にいろんな夢やあこがれを持つことが大切です。そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ!」という強い意欲と情熱が欠かせません。例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「立派な経営者になってやるぞ!」という起業マインドが必要となります。

最新の新規就農者のアンケート結果(「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」)を見ると、「農業が好きだから」

「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由が56%、「自ら経営の采配を振れるから」が52%、「農業はやり方次第でもうかるから」が35%を占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

農村の現場でも、強い意欲と情熱をもとに、経営能力を磨きながら営農を続け、農村に定着してくれることを望んでいます。



農業を始める前に、農作業や農村生活を
体験した方がよいですか？

**非常に大切なことです。
ぜひ体験してみてください。**

A

農業や農村生活の経験がまったくない人が新しく就農しようとする場合、その前に、作りたい作物・飼いたい動物に実際に触れて、栽培や飼育を体験してみたり、農村生活を体験しておくことは非常に大切なことです。

なかでも特に、技術的な面での経験を、ある程度は積んでおく必要があるでしょう。それには、高校・大学など農業

関係の学校で教育を受ける方法が考えられますが、農家に入って実習するののも一つの方法です。

親類縁者に農家がいればよいのですが、いない場合には、お住まいの新規就農相談窓口(P45)などにお問い合わせください。

Q

農業をやりたいと思っているのですが、
何を作ったらいいのか悩んでいます。
どうやって決めたらよいのですか？

野菜・花き・果樹が一般的で、
農地の面積などから絞り込みます。

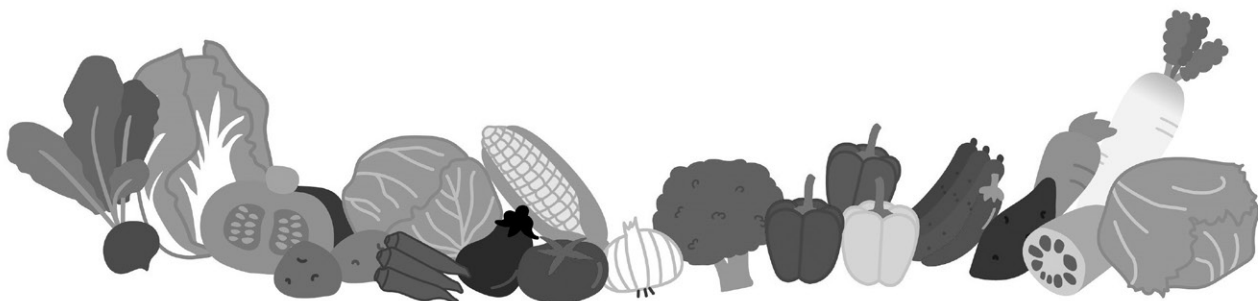
A

まずは野菜、花き、果樹、米など、どんな作物に興味や
関心があるのかを絞ったうえで、その作物を選択した場合
の栽培方法として、慣行の農業に取り組むのか、それとも
有機農業に取り組むかなどを決めてみてはどうでしょうか。

次に農地について考えます。新しく農業経営を始める場
合は、取得できる農地面積が限られてきます。また、家族
など農業で働ける労働力の人数も限られます。そのため、
取得できる農地面積と農業で働ける労働力の人数を考えな

がら、その作物の10アール当たりの農業所得の水準をにら
んで選んでいくことになります。

新規就農者の場合、一般的に小さな経営面積でも、面積
当たり農業所得の多い労働集約的な作物を選ぶことになり
ます。実際、新規参入者の多くは、小さな経営面積でも所
得が高くなる野菜・花き・果樹といった園芸作物を経営作物
に選んでいます。





就農前の研修先の選び方と研修はどれくらいの期間が必要ですか？

**研修先は一般農家・農業法人。
研修期間は1年以上2年未満。**

A

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2021年」）を見ると、就農前の農業研修は、「実践的な経営技術が学べる」「希望作目の研修ができる」農家・農業法人が7割を占めています。そのほかの研修先としては、農業大学校（9%）、市町村・市町村公社・農協（11%）などです。

就農前の農業研修を実際に行った期間は、「1年以上2年未満」（47%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」（21%）です。新規就農者が必要と考えている農業研修の期間は、「1年以上2年未満」（51%）が最も多く、次いで

「2年以上3年未満」（22%）です。概ね実際の研修期間と必要な研修期間が合致しています。

就農前の農業研修は、一般的に言えば、少なくとも2年前後は必要です。1作物について、〈播種―定植―栽培管理―収穫〉という1サイクルを通した実践的な研修が必要だからです。研修期間を1年とすると、1年1作の稲作や施設トマトなどでは作物の1サイクルの途中から研修に入る場合があります。1サイクルを通した研修ができなくなる場合があります。農業技術研修は2年と考える方がいいでしょう。



農業法人での就職を考えていますが、農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はありますか。また、資格を取ることは就農において有利になるのでしょうか。

マニュアル車の免許があると選択肢が広がる。

A

農業で働く場合取得しておいた方がいい資格はあるかということにつきましては、酪農の場合、人工授精士の資格があった方がいいと言われていた方がいますが、耕種作物の場合、しいて言えば、車の運転免許（オートマ限定ではなくマニュアル車）は必須だと言えます。農業法人によっては、トラクターが運転できる「大型特殊（農耕用）」や「けん引自動車運転免許（農耕用）」を求めているケースも見受けられます。

農業関連の資格はそのほか「農業機械士」、「毒物劇薬取

扱者資格（一般、農業用品目）」、「危険物取扱者資格（乙種4類）」などいろいろありますが、農業法人が求人募集をかける場合、マニュアル車の運転免許を持っていることが前提になっているようです。

また、農業についての知識を高めたいのであれば、全国農業会議所が事務局として実施している「日本農業技術検定」（<https://www.nca.or.jp/support/general/kentei/>）の受験をお勧めします。

Q

41歳で、私のような素人が農業法人就職後、独立就農を目指す手立てがあるのでしょうか。

40代の新規就農は、
研修→独立就農が基本となる。

A

まず、「農業法人就職後、独立就農を目指す」というコースは、一般論として「20歳代から30歳代前半」の若い年代層がたどる流れです。また、農業法人の求人サイトを見ると、年齢制限35歳、40歳というところも結構多いというのが実態ではあります。

一般論ではありますが、40代で、「農業法人就職 → 独立就農」のコースを歩むことは非常に難しいと思います。よって、「研修 → 独立就農」のコースが基本になると思います。

新規就農を考える場合、就農作目と就農先（場所）をどうするかが大きな問題です。

就農する場所が定まれば、借りられる農地があるのか、また相談者様が目指す経営作物を栽培している研修受け入れ農家があるのか等、役所や農業委員会と相談してみてもいかがでしょうか。独立就農を受け入れる地域のシステムがあるのかどうかについて、NPO法人や地元農家と相談することもお勧めします。

Q

有機農業に興味がありますが、未経験なので不安です。
まずは有機農業を体験できるところがありますか？

就農相談会やマルシェで相談 or
ウェブサイトを探す。

A

あります。有機農家は、研修を通して就農した方が多く、これから農業を始めたい方に好意的です。相談会やマルシェなどで会った農家に相談してはいかがでしょうか。また、ウェブサイト「有機農業をはじめよう!」にも研修先情報が掲載されています。希望にあった研修先を探し、直接尋ねてみることをお勧めします (<https://yuki-hajimeru.net/>)。

有機農業についての相談窓口は41ページの「有機農業相談窓口一覧」をご確認下さい。

「どこに相談したらいいかも分からない」、「有機農業についてまず質問してみたい」などの方は、有機農業参入全国相談窓口にお問い合わせ下さい。



有機農業相談窓口一覧

都道府県	機関名	電話番号
全国	有機農業参入全国相談窓口	0558-79-1133
北海道	津別町有機農業推進協議会	0152-76-3322
	北海道有機農業生産者懇話会	011-385-2151
	(公財)農業・環境・健康研究所 名寄研究農場	01654-8-2722
青森県	青森県農林水産部食の安全・安心推進課環境農業グループ	017-734-9353
岩手県	一関地方有機農業推進協議会	0191-75-2922
	岩手県農林水産部農業普及技術課	019-629-5652
宮城県	宮城県農林水産部農産園芸環境課	022-211-2846
秋田県	NPO法人永続農業秋田県文化事業団	018-870-2661
	公益社団法人秋田県農業公社	018-893-6212
山形県	遊佐町有機農業推進協議会	0234-72-3234
	山形県農林水産部農業技術環境課	023-630-2481
福島県	(公財)福島県農業振興公社 青年農業者等育成センター	024-521-9835
	福島県農業総合センター有機農業推進室	024-958-1711
	NPO法人ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会	0243-46-2116
茨城県	NPO法人アグリやさと	0299-51-3117
	茨城県農林水産部産地振興課	029-301-3931
	NPO法人あしたを拓く有機農業塾	090-2426-4612
栃木県	NPO法人民間稲作研究所	0285-53-1133
	栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当	028-623-2286
群馬県	高崎市倉淵町有機農業推進協議会	027-378-3111
埼玉県	小川町有機農業推進協議会	0493-72-1221
千葉県	有機ネットちば	043-498-0389
	山武市有機農業推進協議会	0475-89-0590
東京都	東京都産業労働局農林水産部食料安全課	03-5320-4834
	NPO法人 日本有機農業研究会	03-6265-0148
新潟県	三条市有機農業推進協議会	0256-45-2888
	にいがた有機農業推進ネットワーク	090-1853-4974
	NPO法人雪割草の郷	0256-78-7470
富山県	富山県農林水産部農業技術課	076-444-8292
石川県	金沢市有機農業推進協議会	076-257-8818
福井県	福井県有機農業推進ネットワーク	090-2838-8026
山梨県	山梨県農政部農業技術課	055-223-1618
長野県	(公財)自然農法国際研究開発センター	0263-92-6800
静岡県	一般社団法人MOA自然農法文化事業団	0558-79-1113
愛知県	オーガニックファーマーズ名古屋(オアシス21オーガニックファーマーズ朝市村)	052-265-8371
三重県	公益社団法人全国愛農会	0595-52-0108
滋賀県	NPO法人秀明自然農法ネットワーク	0748-82-7855
京都府	京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進担当	075-414-4959
	京都乙訓農業改良普及センター	075-315-2906
	山城北農業改良普及センター	0774-62-8686
	山城南農業改良普及センター	0774-72-0237
	南丹農業改良普及センター	0771-62-0665
	中丹東農業改良普及センター	0773-42-2255
	中丹西農業改良普及センター	0773-22-4901
丹後農業改良普及センター	0772-62-4308	
兵庫県	兵庫県農政環境部農林水産局農業改良課	078-362-9210
奈良県	有限会社山口農園〜オーガニックアグリスクールNARA	0745-82-2589
和歌山県	和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室	073-441-2905
	NPO法人和歌山有機認証協会	073-499-4736
鳥取県	鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7415
島根県	島根県農林水産部農産園芸課	0852-22-6704
広島県	食と農・広島県協議会	090-7128-6680
山口県	山口県有機農業団体連絡協議会	080-1921-5283
	山口県有機JAS制度普及推進協議会	083-775-2001
徳島県	NPO法人とくしま有機農業サポートセンター	0885-37-2038
香川県	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3411
愛媛県	今治市有機農業推進協議会	0898-36-1542
高知県	高知県農業振興部環境農業推進課	088-821-4545
熊本県	くまもと有機農業推進ネットワーク	080-5144-5045
	特定非営利活動法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771
大分県	NPO法人おおいた有機農業研究会	097-567-2613
鹿児島県	鹿児島有機農業技術支援センター	0995-73-3511
沖縄県	(公財)農業・環境・健康研究所 大宜味農場	0980-43-2641

コラム

全国新規就農相談センターでは、就農に役立つ情報を『新規就農メールマガジン』で配信しています。メールマガジンで掲載した相談員のコラムの一部をご紹介します。



「メールマガジン」登録はこちら

① 農地の見つけ方

全国新規就農相談センター実施の新規就農者への実態調査によると、新規参入者（非農家出身者が農地の権利を取得し新たに農業経営を行う）が就農時に最も苦労した点は「農地の確保」です。

相談に来られる就農希望者のほとんどは農地のあてがありません。就農の基本は「どこで」、「何を」ですから、農地が決まらなければ作る物もまなりません。

そこで、就農相談では会話のキャッチボールをしながら「おじいちゃん、おばあちゃんの住まいは?」、「そこに農地はありませんか?」など、たとえば、家族、親族等から確保できる農地の有無等、手がかりを探します。そして、ない場合の探し方の一つとして、就農希望地（市町村等）の就農支援制度を調べたりします。

今は、各県やほとんどの市町村、JA等が事業主体となり、就農希望者向けに「農業担い手塾」などの研修・支援制度を実施しています。つまり、その地に身を置けば、農地の斡旋はもとより、技術サポーターや住居、資金補助制度など、さまざまな支援策を提供してくれる地域もあります（詳しくは当センターホームページから「支援情報」の中の「自治体等による新規就農支援情報」をご覧ください）。

農業がやりたい!という自身の気持ちを大切に、まずは農地の確保に全力を尽くし、その一歩を起点に着実に農地を広げていきたいものです。



② 就農する地域の決め方について

非農家出身者の場合、農家出身者と違い、就農する地域や作目は自由に決められる訳ですが、逆に「どう決めたらいいかわからない」との相談も多いです。

そこで、ヒントとして「①就農する作目を検討する中で就農する地域を固める、②暮らしたい地域の中から選択する」を指摘させていただいています。

例えば、前者の場合、トマトに固まったとすると、全国のトマトの主産地の中から就農地域を考えていくこととなります。具体的には、熊本県や北海道、茨城県、愛知県、千葉県といったところです。

後者については、新規就農の場所は農業生産と同時に生活の場にもなる訳ですから暮らし面にポイントを置いて就農地域を検討するということです。都会生活が嫌になって地方での田舎暮らしを希望される方も多くおられますが、都会生活の便利さも捨てがたく、東京から近い、千葉県、神奈川県、埼玉県での就農をお考えの方も見受けられます。

また、冬場に積雪が多い日本海側ではなく、少ない太平洋側を、さらに温暖な西日本地区を求められる方もおられます。その他、地震の少ない地域を希望される方もおられます。

いずれにしても、「就農する地域」と「就農作目」の間には相互規定関係があり、「就農する作目」を中心に「就農する地域」を決めるか、「就農する地域」を中心に「就農する作目」を決めるかということです。この2つの項目を何度も行き来して、農業体験や情報収集による十分な検討を重ねることにより、将来に悔いの残らない決定をしたいものです。

③ 農業委員会を知ろう

新規就農者や就農希望者は、多かれ少なかれ市町村の農業委員会との関わりが生じることになるのだが、その存在、役割を知らない人が案外と多い。就農相談の際には、その役割や利点などを示しながら「まずは、足を運んでみてはいかが」と案内することもしばしば。

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置されており、主な任務である「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など）の推進」を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会である。

同委員会は、原則として市町村に1つずつ設置されている。このほか、市町村行政組織には農業政策を推進する担当セクション、例えば農政課、農業振興課などがあり、農業委員会事務局とは組織機構が異なるものの、小規模の自治体では職員が兼務で両方の事務を行っているところもある。その場合は、就農支援に関する情報や農地情報など、ワンストップで情報を入手できるメリットもある。

新規就農を希望する人にとっては、就農者となり農地法により農地を取得（貸借・購入）する際には、同委員会は許可申請を提出する場所となる。また、市町村域内の農地の空き状況や貸し出し希望などの情報、場合によっては中古農業機械の仲介・斡旋の情報、ハウス施設の譲渡などの情報を有しているところもある。加えて、就農希望者への就農相談、農地の斡旋など、地域の農業生産の担い手を育成することなどにも力を入れている。

新規就農をめざす人にとって、農業委員会や行政の農業政策セクションなどは、いわば“就農情報の宝庫”でもある。日頃から足を運び、職員と交流しておくことも大切だろう。

④ 「新規就農実態調査結果」について

非農家出身者が新たに農業経営を始めた場合、どのような経営実態や課題に直面しているのか。

全国新規就農相談センターは1996年以降、3～5年おきに新規就農者（就農後概ね10年）を対象にした調査を行ってきた。このほど、7回目となる最新の調査結果がまとまり、「農業をはじめの.JP」の「調査・統計」の項目にもアップした。

その調査結果の内容のうち、読者にとって注目すべき事項について三点で紹介したいと思う。

一点目は、2016年度の前回調査と比較して、「情報収集など具体的なアクションを起こしてから就農するまでに2年以上をかける割合が減っている」こと。特に、就農時60歳以上の回答者においては、前回71.5%が就農までに2年以上もかかったのに対して、今回の調査では34.8%と、前回と比較して36.7ポイントも減少している。

一方、短期間（1年未満）で就農した割合は、就農時年齢では29歳以下が28.4%と最も大きく40歳代では20.6%と最も小さい。50歳以上で就農までの年数（3年以上）が比較的長い傾向があるものの、全体として、年代による大きな違いは見られなくなっているようだ。

二点目は、「就農1年目の費用と自己資金」の準備状況を見ると、多くの作目部門で営農費用が増加し、自己資金を上回る差額が発生し、資金不足に陥っていること。

例えば、新規就農希望者に人気の高い施設野菜では、営農費用が前回調査の826万円から1,136万円に約4割も増加し、自己資金も前回調査より少し増えたものの、その差額はマイナス815万円にも達している。

その結果、多くの新規就農者が資金の借り入れを行っており、全体では51.1%、施設野菜では71.6%にも達している。借入先を中心となっているのが青年等就農資金で、その占める割合は全体で70.4%、施設野菜でも74.1%を占めている。

三点目は、二点目とも大きく関連することだが、「資金確保の情報収集先として日本政策金融公庫の占める割合が前回の16.5%から29.0%に大幅に増加している」こと。逆に、「親や兄弟、親類、知人」の占める比率が前回の22.6%から13.0%に大幅に減っているようだ。

今年4月から、国の新規就農支援制度の仕組みが一部改正された。その目玉ともいえる「経営発展支援事業」では、機械・施設や家畜導入、果樹・茶改植、リース料を補助事業の対象とし、1,000万円を上限に国が1/2、県が1/4、本人が1/4負担する。要するに、この場合、本人負担は250万円で、750万円の補助が受けられということである。この改正内容も就農実態調査が裏付けていると思われる。



新規就農者・就農希望者へのエール



摂南大学農学部
教授／柳村 俊介

頼りになる就農応援団

人材難の代表格と見られがちな農業ですが、いまやあらゆる業界から同じ嘆きが聞かれるようになりました。むしろ早い時期から問題が表面化したために、人材を呼び込むための取り組みを積み上げてきたのが農業です。国、地方自治体、農業団体、さらに地域レベルでさまざまな就農支援が行われています。

農業自営に尻込みする人には従業員としての働き方があります。就農には多様なタイプがあり、農業従事をスタート

する前に、体験や研修をつうじて将来の方向を探るのが通常です。その期間も長短自在、農業に対する理解を深め、技術を身に着け、経験を積むことが可能です。

このように手厚い支援が整えられているものの、農業に就くのはたやすいことではありません。成功が約束されているわけではなく、不幸にも失敗すると、当人がダメージを受けるだけでなく支援者にも影響が及びます。あなたの就農の成功を自分事として祈る人々に支えられて前進する—これが新規就農の実際です。大勢の応援団がついていることを信じて農業の世界に飛び込んでみませんか。

先輩新規就農者／自然農場風天 代表

宮城県 新農業者ネットワーク／中山 建
(宮城県柴田郡村田町で新規就農)



基本的には就農はおススメしませんが、それでも就農したいというあなたへ。

農家は大変です。休みはなく、人間関係はサラリーマンより濃く、仕事に追われ晴耕雨読など縁がなく、月給も昇給もありません。農家は減っていても、農産物価格は上がっていますか？物価高騰の中で相対的に下落すらしているのは、農産物くらいのものです。

メディアでは就農したキラキラした人たちが「幸せです」「農家になって良かったです」と“成功談”を語ります。作物が全滅した・売れなくて生活に困った・離農したという話は

ついで聞きません。人に聞かせたくないからです。

しかし本当に参考になるのは失敗談です。そしてスマホをポチポチしていても、糧となる情報は入って来ません。実際に動いてください。失敗談を集め、対策を考えてください。それでも必ず失敗します。先達も山ほど失敗をしています。想像以上に辛い道です。

この文章を読んでいる方のうち、農家になるのはおそらく1割もいません。それでも覚悟が決まったら、ぜひ就農してください。そして僕に連絡をください。そんな方とはきっと旨い酒が飲めると思います。どんなに大変でも、辛くても、やっぱり農業はいいですよ。

都道府県農業経営・就農支援センター(新規就農相談窓口)一覧

就農相談窓口	電話番号
北海道農業経営・就農支援センター (北海道農業担い手育成センター)	011-271-2255
青森県農業経営・就農サポートセンター	017-773-3131
岩手県農業経営・就農支援センター	019-629-5654
宮城県農業経営・就農支援センター	022-342-9190
秋田県農業経営・就農支援センター	018-893-6212
山形県農業経営・就農支援センター	023-641-1117
福島県農業経営・就農支援センター	024-521-8676
茨城県農業経営・就農支援センター (茨城県新規就農相談センター)	029-350-8686
とちぎ農業経営・就農支援センター	028-648-9515
群馬県農業経営・就農支援センター	027-280-6171
埼玉県農業経営・就農支援センター	048-830-4052
千葉県農業経営・就農支援センター (千葉県農業者総合支援センター)	0800-800-1944
東京都農業経営・就農支援センター	042-528-1357
神奈川県農業経営・就農支援センター (かながわ農業アカデミー)	046-238-5274
新潟県農業経営・就農支援センター	025-281-3480
富山県農業経営・就農支援センター (富山県就農サポートセンター)	076-441-7396
いしかわ農業経営・就農支援センター	076-225-7621
福井県農業経営・就農支援センター (ふくい農林水産支援センター)	0776-21-8311
山梨県農業経営・就農支援センター (山梨県就農支援センター)	055-223-5747
長野県農業経営・就農支援センター	026-236-3702
岐阜県農業経営・就農支援センター (ぎふアグリチャレンジ支援センター)	058-215-1550
静岡県農業経営・就農支援センター	054-250-8989
愛知県農業経営・就農支援センター (農起業支援ステーション)	0564-51-1034
三重県農業経営・就農支援センター (三重県農林水産支援センター)	0598-48-1226

就農相談窓口	電話番号
しがの農業経営・就農支援センター (公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)	077-523-5505
京都農人材育成センター (京都府農業経営・就農支援センター)	075-682-1800
大阪府農業経営・就農支援センター (大阪農業つなぐセンター)	06-6210-9596
兵庫県農業経営・就農支援センター (公益社団法人ひょうご農林機構)	078-391-1222
奈良県農業経営・就農支援センター	0742-27-7617
わかやま農業経営・就農サポートセンター	073-441-2932
鳥取県農業経営・就農支援センター	0857-26-7262
島根県農業経営・就農支援センター	0852-20-2872
岡山県農業経営・就農支援センター	086-226-7423
広島県農業経営・就農支援センター	082-513-3532
山口県農業経営・就農支援センター	083-924-8900
徳島県農業経営・就農支援センター	088-678-5611
香川県農業経営・就農支援センター (香川県新規就農・農業経営相談センター)	087-816-3955
愛媛県農業経営・就農支援センター (えひめ農業経営サポートセンター)	089-945-1542
高知県農業経営・就農支援センター	088-824-8555
福岡県農業経営・就農支援センター	092-643-3495
さが農業経営・就農支援センター	0952-20-1590
長崎県農業経営・就農支援センター (長崎県新規就農相談センター)	0957-25-0031
熊本県農業経営・就農支援センター (熊本県新規就農支援センター)	096-385-2679
おおいと農業経営・就農支援センター (大分県新規就農相談センター)	097-535-0400
宮崎県農業経営・就農支援センター (宮崎県新規就農相談センター)	0985-51-2631
かごしま農業経営・就農支援センター	099-213-7223
沖縄県農業経営・就農支援センター (沖縄県新規就農相談センター)	098-882-6801

農業体験をする場合

農業法人に就職する

研修を経て独立する

自営農業経営を始める

就農を支援するさまざまな仕組み

新規就農について相談する

「農業を始めたい」と思ったら!!

全国新規就農相談センター

農業を
はじめたいけど、
どこに相談すれば
いいかわからない

どこで農業を
はじめたいか
決まっていない

どんな作物を
作りたいか
決まっていない

農業を
はじめる人向けの
融資や補助金に
ついて知りたい

まずは当センターにご相談ください!!

相談無料

対面 での相談

全国新規就農相談センターの
窓口で、専門の相談員が
対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

オンライン での相談

Zoomを使って、専門の
相談員が対応いたします。



◀ご予約は
コチラ

メール での相談

いただいたご相談に対して、
専門の相談員が回答いたします。



◀メール相談は
コチラ

電話 での相談

まずはこちらまで
お電話ください。



03-6910-1133

全国農業会議所は、昭和62年から新規就農支援事業の一環として、「全国新規就農相談センター」を設置しています。
センターでは、新規就農に関する様々な支援活動を行っています。

問合せ先

全国新規就農相談センター (一般社団法人全国農業会議所)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2階

TEL: 03-6910-1133 [対応時間: 平日9~17時] FAX: 03-3261-5131

- 東京メトロ有楽町線「麹町駅」4番出口 徒歩4分
- JR「四ツ谷駅」麹町口 徒歩8分



公式HP「農業をはじめの.JP」



@ncabefarmer



@shuunou



@be_farmer.jp



チャンネル名「全国新規就農相談センター」

移住について詳しく知りたい

地方での就農や就職について教えてほしい

「移住・交流情報ガーデン」で 気軽に移住相談！

総務省が、地方移住に関する情報提供や
相談支援の一元的な窓口として開設した「移住・交流情報ガーデン」。

地方移住に関する一般的な相談に対応しているほか、
地方での就農や就職などの相談には専門の相談員が対応します。
また、移住に関するセミナー・移住相談会が随時開催されています。



気になることを
聞いてみよう！



移住・交流情報ガーデン

営業時間 [平日] 11:00~21:00 [土日祝] 11:00~18:00

休館日 月曜(祝日の場合は、翌営業日)・年末年始

所在地 東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル

アクセス JR/東京駅【八重洲中央口】より徒歩4分
地下鉄/東京メトロ銀座線 — 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線
東京メトロ東西線 } 日本橋駅より徒歩5分
都営浅草線



▼ 移住に関するセミナー・移住相談会の
開催情報はwebサイトでチェック！



農業をはじめめる.JP

農業に興味を持たれた方、農業で働いてみたいと考え始めた方向けに役立つ情報を集めたポータルサイトです！

全国の自治体、民間企業、団体等が開催する就農相談会、農業体験、農業研修、農業法人の求人情報なども幅広く掲載。あなたの就農検討段階に応じた情報がきっと見つかります！



<https://be-farmer.jp>



※「農業をはじめめる.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。

新規就農者の“リアル”な経験談と就農成功のポイントが聞ける！

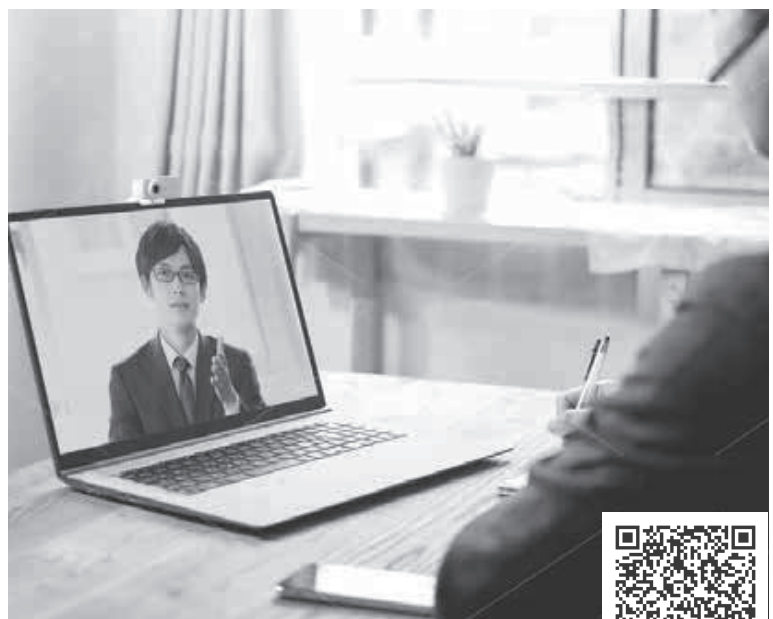
オンライン就農セミナー

参加無料

全国新規就農相談センターでは、農業に興味のある方、農業を本格的に始めたい方などを対象に、オンラインの就農セミナーを開催しています。

ゲストに新規就農者等を招き、就農に至った経緯や、研修から独立するまでの道のり、就農成功へのポイントを伺います。視聴者からの質問もリアルタイムで受け付けてその場で回答いたします。

「何となく農業に興味があるけど、何から始めていいかわからない」という方から「本格的に農業をやってみたい」という方まで「農業」に興味のある皆様のご参加をお待ちしております。



最新の開催情報はコチラ▶



あなた向けの農業の情報が見つかる！
WEBでの登録、はじめました！



マイページ & 希望の就農条件登録のススメ



「農業をはじめる.JP」では、WEB上でいつでも気軽に登録ができ、相談窓口に行く前から情報を収集することができるマイページをご用意しました。
希望の就農条件を登録しておけば、ご自身の希望にマッチした情報もお届けします。

登録すべき3つの理由 3Merit

Merit 1 窓口に行く前に情報収集できる！



各地の就農相談窓口に行く前に情報を登録し、事前に情報収集することができます。

Merit 2 希望にマッチした「欲しい情報」が手に入る！



希望する就農条件の登録によって、メールで希望にピッタリな情報が届きます。

Merit 3 新しい地域や作目に会えるチャンス！



オススメの地域や作目に関する情報が自動で表示されるので、新しい視点で情報を収集することができます。

使い方 How to use



いくつかの項目を入力するだけ。
マイページ登録はあっという間に完了！

続いて希望の就農条件を登録しましょう。
オススメ情報がマイページに表示されます。

欲しい情報をメールでお届けします！
配信設定はマイページで変更可能です。

マイページの登録はこちら



農業をはじめる ログイン



登録すると
得られる情報

- ・窓口に行く前に情報収集できる！ 就農希望地における就農相談会の開催案内やおすすめの農業体験等の募集情報を入手できます。
- ・地域での支援体制に関する情報 地域や作目の希望に基づいて、新規就農希望者の支援体制が充実している都道府県や市町村とマッチングします。
- ・研修を受けられる機関や法人の情報 農業大学校などの「研修機関」や研修をおこなっている「農業法人」の情報を確認できます。

マイページ登録URLはこちら https://app.be-farmer.jp/customers/sign_in

農業に、

一步を踏み出そう。



新・農業人フェア

農業EXPO EXPO

農業就職・転職LIVE LIVE

2023 7.15 ± 東京
@池袋サンシャインシティ

2023 9.30 ± 東京
@池袋サンシャインシティ

2023 7.30 日 東京
@JR新宿ミライナタワー

2023 10.14 ± 東京
@JR新宿ミライナタワー

2023 11.25 ± 大阪
@ハービスホール

2024 1.20 ± 東京
@東京国際フォーラム

2023 12.2 ± 大阪
@マイドームおおさか

2024 1.27 ± 東京
@歌舞伎座タワー

◆開催時間【10:00～16:30（最終受付16:00）】※共通

※会場・日時は予告なく変更になる可能性があります。

入場無料

服装自由

当日参加OK

未経験者歓迎

入退場自由



イベント種類

開催種別は2種類ございます。

✓ 農業EXPO EXPO

日本全国の自治体、就農支援機関など各種団体がメインで出展します（一部、農業法人もあり）。あらゆる地域や作物の情報を得ることができます。

✓ 農業就職・転職LIVE LIVE

農業法人の出展に特化した就農相談会です（一部、自治体や関連団体もあり）。仕事の内容や待遇、職場環境などを知ることができます。

各種SNS

公式SNSでは、よりリアルタイムな情報を発信中。ぜひフォロー＆チェックをお願いいたします！



Facebook



Instagram



Twitter



YouTube



事前予約・詳細

新・農業人フェアに関する詳細・ご予約は、公式WEBサイトよりご確認ください。

✓ 詳細はWEBサイトより

✓ 入場予約

✓ 出展申込

新・農業人フェア



検索いただくか、二次元バーコードから！
※混雑緩和のため、事前予約を推奨しております。



公式キャラクターの『アグッティー』のアイコンが目印です！探してみてくださいね▶▶▶

